

重要文化的景観

生野鉾山及び鉾山町の文化的景観

整備計画書



平成29年3月31日

朝来市教育委員会

目次

1	整備計画策定の経緯と目的	
(1)	計画策定の経緯	1
(2)	重要文化的景観「生野鉾山と鉾山町の文化的景観」の概要	2
(3)	整備計画の背景と目的	4
(4)	整備計画検討の進め方	4
(5)	市の政策における整備計画の位置づけ	7
2	重要文化的景観と周辺地域の現状と課題	
(1)	近年の生活環境の変化と現状	18
①	住民の生活と鉾山町の景観の遊離	18
②	経済状況の変化による生業の場の減少	18
③	生活利便性の減退に伴う人口減少、人口流出	19
(2)	近年における重要文化的景観の変化と現状	20
①	重要な構成要素の現状	20
②	人口減少に伴う空家、空地の増加	20
(3)	関連するまちづくりの取組み	21
①	住民の主体的な取組み	21
②	行政による取組み	21
(4)	重要文化的景観保護のために解決すべき課題	24
3	整備計画の基本理念と基本方針	
(1)	整備の基本理念	25
4	全体計画及び地域区分計画	
(1)	全体計画	26
(2)	地域区分計画	27
①	口銀谷地域	28
②	太盛地域	29
③	奥銀谷地域	30
④	金香瀬地域	31
5	個別整備計画	
(1)	構成要素についての届出・報告	32
①	構成要素の保存の考え方	32
②	構成要素保護ガイドライン	34
(2)	重要な構成要素の修理等	39
①	重要な構成要素の修理等	39
②	対応を要する重要構成要素の保存	40
③	重要な構成要素の文化財指定等	40
(3)	一般的な構成要素の保護	43
①	重要な構成要素の追加	43
②	一般的な構成要素の修理等	43
③	一般的な構成要素等の活用	43
6	関連部局との連携による景観保護	
①	庁内連携組織「(仮称)重要文化的景観保護プロジェクトチーム」 での情報共有	45
②	奥銀谷地区街なみ環境整備事業を活かした便益施設等の整備	46

③重要な構成要素を活かした移住定住促進	46
④重要な構成要素等の空家の店舗改修	47
⑤重要な構成要素等の地域交流施設等への改修	47
⑥植栽による空地、街路の修景整備	48
(4) 災害復旧に関する計画	48
(5) 管理に関する計画	48
(6) 回遊計画・動線計画	49
①自動車（個人・大型バス）での来訪	49
②JR等公共機関での来訪	49
(7) 案内・解説施設に関する計画	50
①重要な構成要素の案内板・説明板の設置	50
(8) 便益施設に関する計画	51
①既存施設の活用	51
②新規ガイダンス施設の整備	51
③町歩きに必要な整備	52
(9) 構成要素等の活用・普及啓発	53
①景観の魅力、資源を活かしたシンポジウムの開催	53
②構成要素の見学会	53
③教育機関での文化的景観の啓発	53
(10) 広域的な活用に関する計画	54
①市内文化財の一体的な活用	54
②「銀の馬車道・鉱石の道」との連携	54
③全国の鉱山町との連携	54
7 住民との協働による調査、継承活動への支援	
①古文書調査	55
②景観向上のための調査	55
③住民誌等の発行	55
④住民団体による文化的景観の啓発事業、伝統文化の啓発活動	55
⑤住民団体による鉱山町を活かした食文化の普及、開発	56
8 実施体制	
①朝来市文化的景観整備管理委員会	57
②朝来市文化的景観保護検討会	57
9 整備事業計画	58

資料編

- (1) 生野地域座談会の概要
- (2) 重要な構成要素の状況一覧
- (3) 補助金項目試算一覧表（一般所有物件の場合）
- (4) 文化財保護に係る関連法令

1 整備計画策定の経緯と目的

(1) 計画策定の経緯

朝来市では、平成19年度に『生野鉦山群近代化遺産保存活用基本方針』を策定し、「生野鉦山とともに歩み続け、未来に継ぐ協働のまちづくり」を将来像として、重要文化的景観の選定を視野に入れて、近代化産業遺産や周辺環境、鉦山町独特の歴史文化などを総合的に保存することで、地域で培われてきた鉦山景観を受け継ぐための取組みを進めた。

平成20年度には「朝来市生野鉦山の文化的景観調査委員会」を設置、文化的景観の保護に向けた調査を実施するとともに、パンフレットの作成や文化的景観説明会の開催などを行い、平成21年度の『生野鉦山及び鉦山町の文化的景観調査報告書』(以下、「調査報告書とする。」)で、文化的景観の価値をまとめた。

さらに文化的景観を保存する考え方を検討するため、調査委員会を発展継承させた「朝来市生野鉦山の文化的景観保存計画策定委員会」を設置し、平成22年度に刊行した『生野鉦山及び鉦山町の文化的景観保存計画書』(以下、「保存計画書」とする。)において、文化的景観の保護の方向性を示した。平成24年2月には朝来市が景観行政団体に移行したことを受け、平成24年度に景観計画及び景観条例の策定を行うとともに、『文化的景観保存計画』の見直し、改訂を行った。

以上の経過を経て、平成26年3月18日、「生野鉦山及び鉦山町の文化的景観」は、「鉦山開発及びそれに伴う都市発展によって形成された文化的景観であり、現役の鉦業都市として生産活動及び祭等の習俗を継続しつつ、トロッコ道跡やカラミ石の石積みなど、鉦業都市に独特の土地利用の在り方を示している。」として、重要文化的景観に選定された。

さらに、保存計画書によって示された基本方針のもと、文化的景観の価値を地域の営みの中で後世へ継承していくため、文化的景観整備計画の策定が必要との認識にたち、視野にいて取り組みを継続してきた。平成26年度には、計画策定の基礎資料を得るため、重要な構成要素の住居学的特性を調査した。同時に、現地調査及び聞き取り調査によって、資産の景観における価値を把握した。

平成27年度は、生野地区における現状を把握し課題を洗い出した。直面している最も大きな課題は、人口減少である。これが生み出す空家・空地、建造物の老朽化などの課題を踏まえ、整備の考え方を示した『生野鉦山及び鉦山町の文化的景観整備構想』(以下、「整備構想」とする。)を策定した。

それを受け平成28年度は、生野鉦山との関係によって育まれた多種多様な構成要素からなる重要文化的景観の価値を守り、かつ地域の営みを継続させながら、後世へ継承するための具体的な保存・活用の内容と進め方を示す計画として、「生野鉦山及び鉦山町の文化的景観整備計画」(以下、「整備計画」とする。)を策定する。

(2) 重要文化的景観「生野鉱山及び鉱山町の文化的景観」の概要

重要文化的景観「生野鉱山及び鉱山町の文化的景観」は、鉱業を中心とした生産都市機能と、それに付随する消費都市機能の結びつきを基礎として土地利用がされてきた景観地である。鉱業は、探鉱、採鉱、選鉱、製錬、精錬からなり、鉱山開発に伴い輸送、エネルギー、製造、建設、林業などの産業が付随し、その産業に多数の労働者等が従事することにより、居住機能やそれらを支えるサービス機能などが、鉱山に近接する形で形成された鉱山町からなる。

選定範囲は、概ね近世の「生野銀山廻り」といわれる区域で、消費都市として機能した口銀谷地区、現在も鉱業生産が行われている太盛地区、かつて生産機能を有し、現在は居住地として機能する奥銀谷地区、かつて採掘の中心地で、現在は鉱山遺構の展示機能を有している金香瀬地区の4地区からなる鉱業都市構造を有する。

生野鉱山及び鉱山町は、天文11年(1542)の蛇間歩における銀鉱脈の発見を端緒として石見銀山の技術者によって伝えられた鉱山技術により本格的な銀山開発が始まり、織豊時代の隆盛期を経て近世に鉱山町としての形態がほぼ完成した。明治に入ると近代化モデル鉱山として劇的な変化を遂げ、昭和の閉山後も引き続き鉱工業が継続され、さらに現在でも国内唯一の錫製錬や、レアメタルリサイクルなどの鉱工業が営まれており、日本で唯一、中世から近現代までの鉱工業技術史及び鉱山都市史の変遷を理解することができる「今も生きている鉱山町」としての鉱工業都市景観が維持されている。

また、鉱山に植生する「ヘビノネゴザ」や「ハクサンハタザオ」、「ヒカゲツツジ」や、江戸時代に坑木や薪炭材として鉱山に資材を供給し、明治期には製錬の煙害によりハゲ山となったが、現在は植生が回復しつつある山林など、鉱山と結びついた独特の自然景観が継承されている。

さらに、近世に形成された鉱山町の町割をほぼそのままに、江戸時代の掛屋や郷宿、地役人屋敷、寺社仏閣のほか、明治以降に建築された社宅をはじめとした鉱山関連居住施設、西洋文化を取り入れた擬洋館、製錬後の残滓を再利用したカラミ石などが残り、人々の生活、文化、信仰などとともな鉱山町独特の居住都市及び消費都市としての景観が継承されている。

選定告示

名 称：生野鉱山及び鉱山町の文化的景観

選定年月日：平成26年3月18日

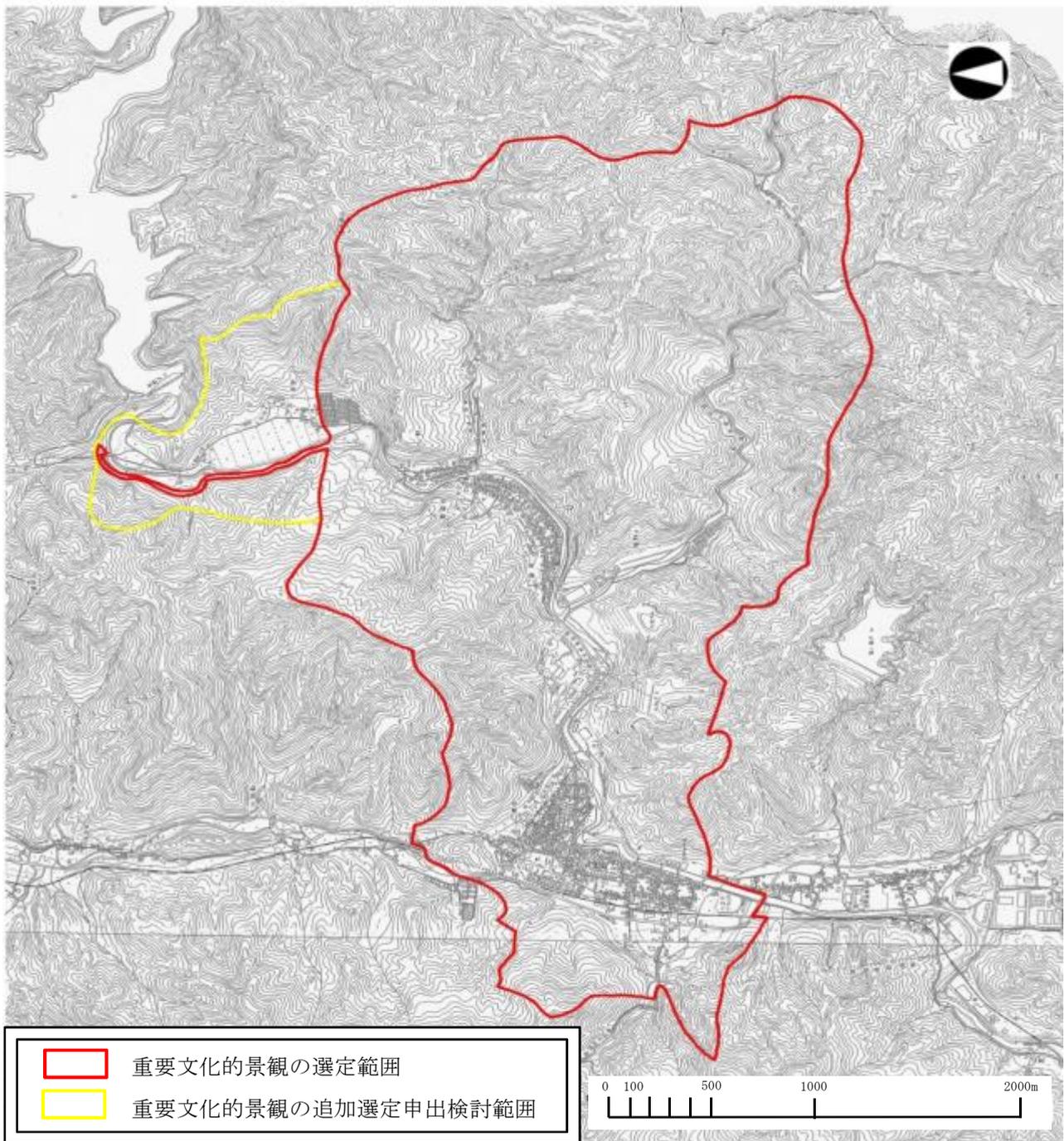
選定基準：(6) 鉱山・採石場・工場群などの採掘・製造に関する景観地

(7) 道・広場などの流通・往来に関する景勝地

選定説明文：鉱山開発及びそれに伴う都市発展によって形成された文化的景観であり、現役の鉱業都市として生産活動及び山神祭等の習俗を継承しつつ、トロッコ道跡やカラミ石の石積みなど鉱業都市に独自の土地利用の在り方を示す。

選定面積：963.4ha

重要文化的景観「生野鉾山及び鉾山町の文化的景観」選定範囲図



(3) 整備計画の背景と目的

◆計画の背景

「生野鉱山及び鉱山町の文化的景観」は、中世から近代まで地域の生業として継続されてきた鉱業、その経営本部として発展してきた鉱山町の成熟、さらにはそこに暮らす人々による生活、人とモノの交流により育まれた文化が重層的に形成され、現在に受け継がれている。

通常の場合、地域住民の生業によって生み出された文化的景観は、時代の影響を受けつつも、生業の継続によって基本的な価値が維持され受け継がれていく。ところが生野の場合、生業の中心であった鉱山採掘が終了しているため、今後、生業によって景観を維持していくことが難しくなる。

景観を維持するにはその地域での営みが不可欠である。調査を行う中で、地域住民の多くは、「鉱山とともに育まれた町」の認識と培われた鉱山文化を受け継ぎながら生野に住み続ける意志を持っていることが確認できた。「鉱山とともに生野に住み続けたい」という認識は、平成より地域で積み重ねてきたまちづくり事業の中でも示されており、地域住民は、「鉱山町に生きる誇り」を未来に繋ぐ意識を共有していると言える。

「生野鉱山及び鉱山町の文化的景観」を保護、継承していくためには、地域内での営みを継続する中で起こりうる景観の変化と、鉱山町の特徴を示す要素や景観の保護という2つの要因を調和させ、文化的景観の価値を維持する取り組みと、地域の誇りを将来に伝える観点の整合を図る必要がある。

◆計画の目的

整備計画の目的は、「生野鉱山及び鉱山町の文化的景観」を保護していくための整備の方針と、具体的内容を示すことである。文化的景観を構成する要素を守りながら、生野に住み続け、鉱山文化と誇り、地域での営みを次世代へ継承していくことに寄与するものとする。

(4) 整備計画検討の進め方

整備計画の策定にあたり、学識経験者、地域住民団体の代表等で組織した文化的景観整備計画策定委員会と、地域住民の意見を集約するための地域座談会を開催した。

①朝来市文化的景観整備計画策定委員会

整備計画の策定にもとめられる学術・技術的な視点から指導・助言を受けるとともに、地域の実情に則した計画内容を検討するため、平成27年度から平成28年度にわたり「生野鉱山及び鉱山町の文化的景観整備計画策定委員会」を設置し検討を行った。

【委員】

足立 裕司（神戸大学名誉教授）	委員長
八木 雅夫（国立明石工業高等専門学校建築学科教授）	副委員長 平成 27 年度
山田 定信（朝来市文化財保護審議会副会長）	
柿本 明廣（三菱マテリアル株式会社生野事業所所長）	
天野 裕昭（株式会社シルバー生野取締役社長）	平成 27 年度
妹尾 高明（株式会社シルバー生野取締役社長）	平成 28 年度
藤原 進（いくの地域自治協議会会長）	
柴田 一明（奥銀谷地域自治協議会会長）	
花尾 定義（口銀谷の町並みをつくる会会長）	
吉成 勝（かながせの人・まち・未来の会会長）	
小島修一郎（兵庫県歴史遺産活用推進員）	
松本みゆき（朝来市教育委員）	平成 27 年度
桑田まゆみ（朝来市教育委員）	平成 28 年度

【指導・助言】

永井 ふみ（文化庁文化財部記念物課文部科学技官）
村上 裕道（兵庫県教育委員会文化財課参事兼文化財課長）
小川 弦太（兵庫県教育委員会文化財課主査）
福本 慶浩（兵庫県但馬県民局まちづくり参事兼総務企画室まちづくり参事）

【整備計画策定までの委員会の経過】

平成 27 年度

第 1 回整備計画策定委員会	平成 27 年 9 月 25 日
第 2 回整備計画策定委員会	平成 27 年 12 月 15 日
第 3 回整備計画策定委員会	平成 28 年 2 月 16 日

平成 28 年度

第 1 回整備計画策定委員会	平成 28 年 9 月 23 日
第 2 回整備計画策定委員会	平成 28 年 12 月 8 日
第 3 回整備計画策定委員会	平成 29 年 3 月 7 日



②生野地域座談会

整備計画策定にあたり、地域住民の意見を把握することを目的とし、さらに「生野鉾山及び鉾山町の文化的景観」の持つ価値を住民が理解し、営みの継続と景観の維持のあり方を地域が生活し続ける観点から整理するため、地域住民による地域座談会を実施した。日々の生活で自覚する機会の少ない鉾山町としての特徴や、構成要素等が景観に示す位置づけ、景観の保護と鉾山町で生活を続けていくことの意味などについて意見を出し合い、目指すべき生野の将来像と文化的景観の保護の関係性について住民の視点から描くことを目的とした。

様々な世代や、立場を異にするの住民の意識を聴取するため、整備計画策定委員から数名と、生野地域で積極的にまちづくり活動を行っている方、地域で商売を営む方、区長から選出した。

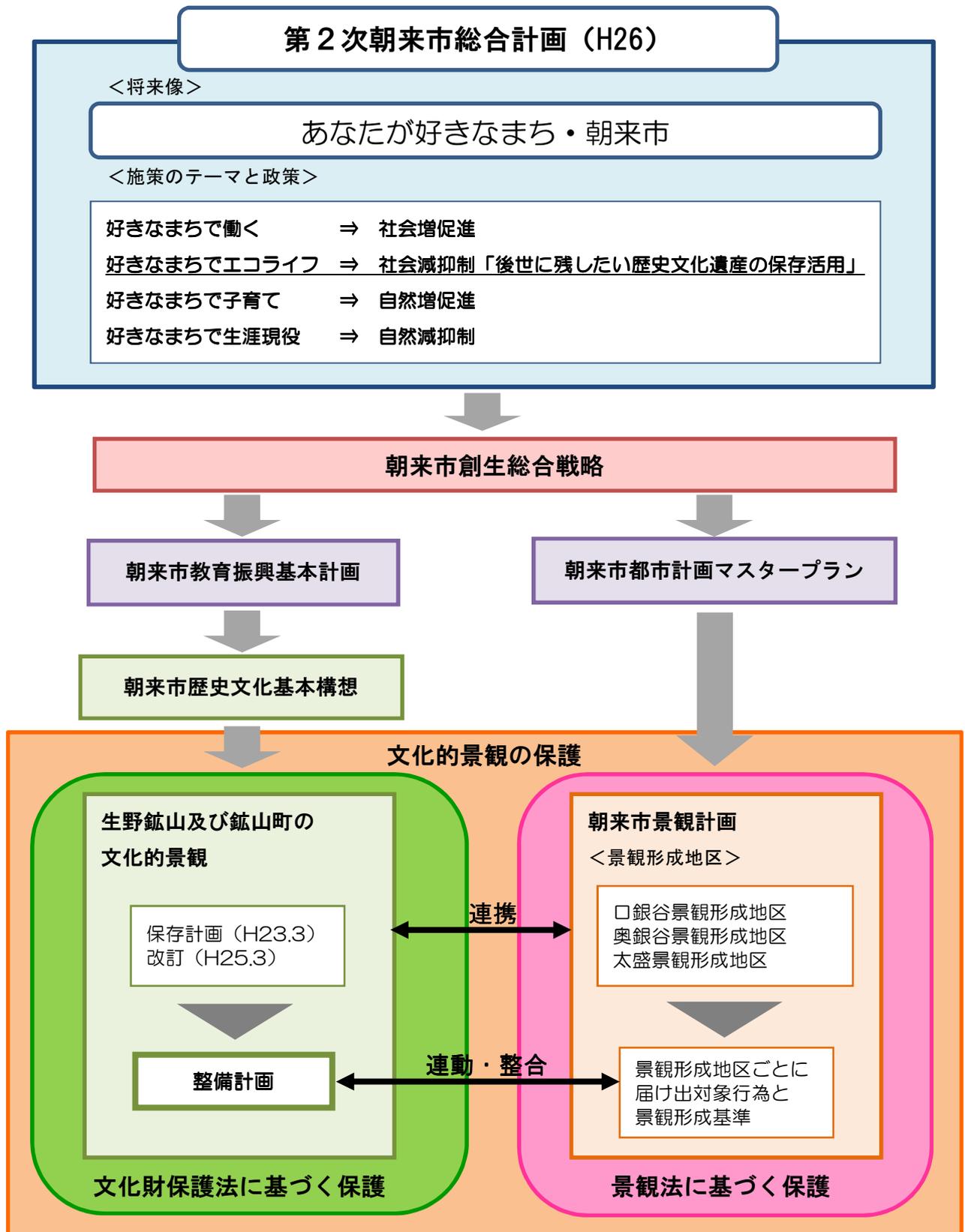
【地域座談会メンバー】

- 中井 武四 (井筒屋運営委員会)
- 山田 定信 (南の浅田邸管理委員会)
- 宇治 紘三 (甲社宅運営委員会)
- 岩井 敏之 (甲社宅運営委員会)
- 中村 八郎 (生野地区区長会長)
- 桑田 祥夫 (生野4区区長)
- 赤曾部裕史 (朝来市商工会青年部)
- 安達 悦朗 (朝来市商工会青年部)
- 上谷 大介 (朝来市商工会青年部)
- 和田 洋一 (朝来市商工会事務局)
- 早草 守 (奥銀谷地域自治協議会)
- 北川 慎一 (奥銀谷地域自治協議会)
- 加藤 貴之 (奥銀谷地域自治協議会)
- 吉成 勝 (奥銀谷地域自治協議会)
- 小島修一郎 (整備計画策定委員会)
- 桑田まゆみ (整備計画策定委員会)



(5) 市の政策における整備計画の位置づけ

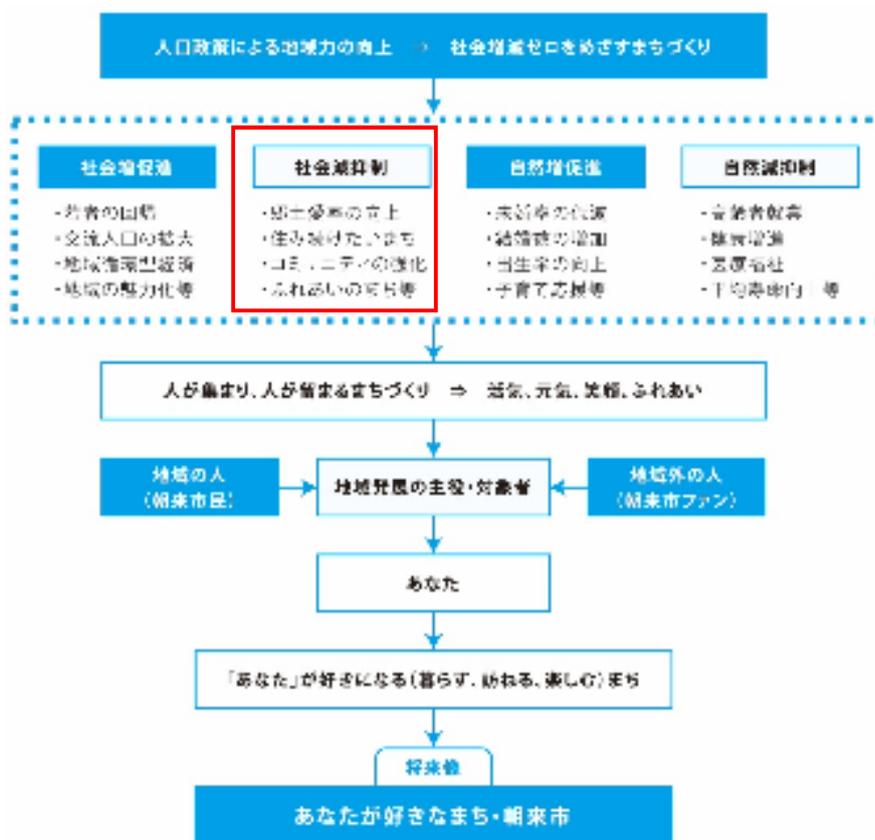
整備計画では、次のような関連計画との連携・整合を図り、整備を実現するための事業連携等を示すこととする。



①第2次朝来市総合計画

朝来市は、平成26年度より、本市における最重要課題を「人口減少傾向を少しでも和らげること」と定め、人口政策指標として「社会増の促進」、「社会減の抑制」、「自然増の促進」、「自然減の抑制」の4つの柱を掲げている。そのうち「社会減の抑制」を目指す政策の中で、「後世に残したい歴史文化遺産の保存活用」が定められている。

「生野鉦山及び鉦山町の文化的景観」を適切に保護し、積極的に整備活用していくことで、地域の誇りや愛着心を高め、情報発信の強化とともに、国内外からの来訪者の増加を促すことを盛り込んでいる。



(後世に残したい歴史文化遺産の保存活用 基本方針)

- ・朝来市の貴重な史跡や建造物、近代化遺産、天然記念物、民俗芸能などさまざまな歴史文化遺産について、価値評価や調査を行い文化財への登録や指定を推進します。
- ・歴史文化遺産のうち保存整備の必要なものは整備を行いながら後世に引き継いでいきます。
- ・市民が歴史文化遺産の価値を再認識できるように学習機会の提供や周知活動に取り組み、市民の朝来市に対する誇りや愛着心を高めます。また、その提供の場となる郷土資料館の再編について検討します。
- ・朝来市の歴史文化遺産のネットワーク化を進め、協力で情報発信することによる国内外からの来訪者の増加を促します。

②朝来市創生総合戦略

超高齢化社会をむかえ、国の総合戦略の考え方を基本として、人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって活力ある朝来市の創生に市民と一体で取組むため、「朝来市創生総合戦略」を策定した。

生野地域においても、文化的景観の保護と継承、鉾山町を活かした観光ビジネスの構築や空家の利活用などの施策が明記されている。

第3章アクションプランより、関連する部分を抜粋する。

<基本目標①> 【ひと】朝来市を担い貢献する人財づくり

◆分類	◆具体的施策・事業		
	◆施策	◆事業名	◆事業内容
新しい人の流れをつくる移住の促進	<ul style="list-style-type: none"> ●朝来市での生活スタイル等の情報発信 ●移住相談会の実施 ●移住希望者の体験住宅の整備 ●移住起業者の起業に係る経費の助成 ●新規就農希望者への助成 	体験住宅整備事業	移住希望者に向けた体験住宅の整備及び地域と連携した施設運営を行う。
		移住推進支援事業	地域ぐるみで移住者を受け入れる活動を推進するため、地域の活動経費を助成する。
		空き家バンク事業	増加している空き家を移住定住や地域の維持に活用するため、空き家バンク制度を運営する。
		移住起業家支援事業	地域の課題を解決したり、技術や知識を有した移住者が朝来市で起業する場合に、起業に係る経費を助成する。
		地域協働推進事業	市民主体のまちづくりを確立し、自立した地域運営を進めるほか、地域おこし協力隊の受け入れを行う。

<基本目標②> 【しごと】魅力ある多様な生業の機会づくり

◆分類	◆具体的施策・事業		
	◆施策	◆事業名	◆事業内容
朝来市の強みを活かした観光創生	<ul style="list-style-type: none"> ●市内観光資源の戦略的PR活動の実施 ●観光及び地域産業振興の拠点となる道の駅の整備 ●生野鉾山を活用した観光ビジネスの構築 ●新たな集客戦略の推進とインバウンド観光への取組み 	鉾山町の観光ビジネス構築モデル事業	文化的景観などの地域資源を活用した観光ビジネス構築に向けたモデル事業に取り組む。
		観光創生事業	日本遺産認定後の活用に向けた新たな集客戦略を図るための調査などを行うとともに、インバウンド観光への取組みを進める。

<基本目標③>【まち】希望を持ち、心豊かな暮らしを営めるとともに、地域間の連携による
特色ある地域づくり

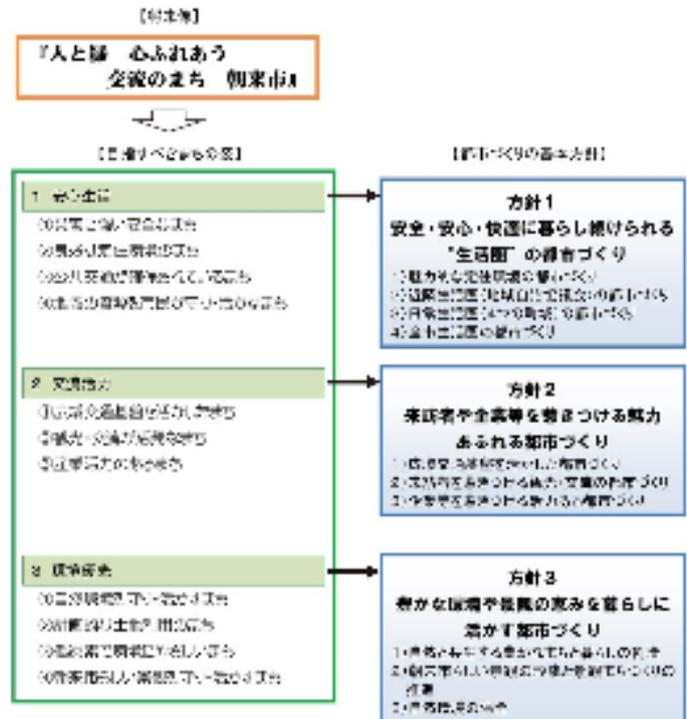
◆分類	◆具体的施策・事業		
	◆施策	◆事業名	◆事業内容
広域連携による歴史文化遺産などの活用 の推進	●歴史文化遺産などの保存活用、 関係市町との広域連携の推進	文化財保存活用事業	日本遺産認定に向けて歴史文化基本構想を策定するとともに、市内の歴史文化遺産の保存及び活用を進める。
		日本遺産活用事業	広域連携による日本遺産の認定に向けた取組みを進めるとともに、ブランド力を強化しながら、地域資源を活用した観光振興や地域活性化につながる取組みを進める。

③朝来市都市計画マスタープラン

「朝来市総合計画」に基づき、まちづくりに関わる主要な課題やまちづくりの目標を明確にし、都市計画の基本的な方針をとりまとめた。

「自考・自行、共助・共創のまちづくり」の考え方にに基づきながら、都市の将来像を実現化していくための基本的な考え方を示している。

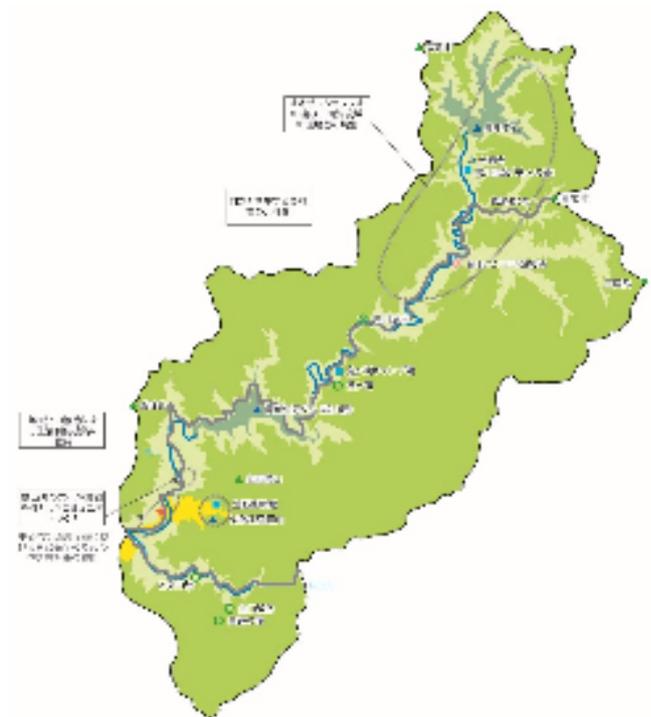
<全体構想>



<地域別構想>

◆地域別構想図

(左：生野地域 右：奥銀谷地域)



口銀谷景観形成地区の景観形成基準

項目		寺町景観形成ゾーン	小路景観形成ゾーン	市川景観形成ゾーン	市街地景観形成ゾーン	
建築物	高さ	階数は原則として2階以下とする。やむを得ず3階とする場合は、3階の壁面を後退させるなど、通りから見えない工夫をする。				
	屋根	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根は瓦葺きとする。 ・勾配屋根とし、屋根勾配及び仕上げは周囲の建築物と調和した意匠とする。 ・基調となる色は、黒、灰色ないし赤色又はこれらに近い色彩の仕上げとする。 ①全色相(無彩色も含む)、明度2以上5以下、彩度0.5以下 ②色相5R~5YR、明度2以上4以下、彩度4以下				
		外壁及び建具	<ul style="list-style-type: none"> ・通りに面する壁面は、伝統的な材料、形態とする。 ・基調となる色は、土壁又は板張りなど、伝統的素材による落ちついたものとする。 ①全色相、明度2以上9.5以下、彩度0.5以下 ②色相、2.5YR~2.5Y、明度3以上9.5以下、彩度4以下 なお、漆喰又は煉瓦を用いる場合はこの限りではない。	<ul style="list-style-type: none"> ・通りに面する壁面は、漆喰や羽目板張り、下見板張りなどの伝統的な材料、形態とする。 ・それ以外の壁面についても、伝統的な様式を基調とした意匠に配慮する。 ・基調となる色は、土壁又は板張りなど伝統的素材による落ちついたものとする。 ①全色相、明度2以上9.5以下、彩度0.5以下 ②色相2.5YR~2.5Y、明度3以上9.5以下、彩度4以下 なお、漆喰又は煉瓦を用いる場合はこの限りではない。	<ul style="list-style-type: none"> ・通りに面する壁面は、伝統的な材料、形態とする。 ・基調となる色は、土壁又は板張りなど、伝統的素材による落ちついたものとする。 ①全色相、明度2以上9.5以下、彩度0.5以下 ②色相、2.5YR~2.5Y、明度3以上9.5以下、彩度4以下 なお、漆喰又は煉瓦を用いる場合はこの限りではない。	<ul style="list-style-type: none"> ・基調となる色は、周囲も建築物と調和したければばしくなく落ち着いたものとする。
	(建具)・格子や駒寄せを設置するよう努める。※駒寄せとは、建物と道路際の溝石までの軒下に設ける柵をいう。 ・周囲の町なみと調和した材料を使用し、基調となる色は、黒若しくは灰色又は茶色とする。					
	建築設備等	・通りから直接見えないように工夫する。やむを得ず通りから見える場所に設置する場合は格子等を設置し、見えないようにする				
	付属施設	・掲出物を通りに面して設置する場合は、できるだけ数を少なくし、意匠及び色彩に配慮する。				
					・テラスを市川に面して設置する場合、支柱などによる張出しは行わない。	
	門、塀	<ul style="list-style-type: none"> ・既存のカラム石積塀の保全に努める。 ・塀を設置する場合は、漆喰などを使用し、周囲の塀と調和した伝統的なものとする。 ・門、塀を設置する場合は、外壁に準じた落ち着いた色彩とする。 			・門、塀を設置する場合は、外壁に準じた落ち着いた色彩とする。	
	その他	植栽	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の樹木の保存に努める。 ・山際においては、裸地を無くし在来種による緑化に努める。 			
	工作物	配置	・山なみの稜線上の配置は避けるように努める。			
高さ		・高さは15m以下とし、山及び森のスカイラインを切らないよう努める。				
意匠		<ul style="list-style-type: none"> ・周囲に与える、突出感、違和感を軽減するような意匠とする。 ・基調となる色は、周囲の景観と調和したければばしくなく落ち着いたものとする。 				
擁壁		<ul style="list-style-type: none"> ・既存の石積及びカラム石積擁壁の保全に努める。 ・擁壁とする場合は、自然石の使用又は擬石仕上げとし、周囲の擁壁と調和したものとする。 			<ul style="list-style-type: none"> ・既存の石積擁壁の保全に努める。 ・擁壁とする場合は、自然石の使用又は擬石仕上げとし、周囲の擁壁と調和したものとする 	
自動販売機		<ul style="list-style-type: none"> ・自動販売機は道路からできるだけ後退した位置とし、隣接する建築物の壁面線から突出しないように努めるものとする。 ・自動販売機の基調となる色彩は、当該建築物と調和した色彩とし、それ以外の場合は、けげばばしくなく落ち着いたものとし、周囲の景観から突出しないものとする。 ・自動販売機は、企業名、商品名等広告面を極力控えるなど周辺景観との調和に配慮するとともに、周辺景観との調和に配慮した意匠、材料等の囲いや覆いを設けるなど修景に努める。 				
開発行為	規模	<ul style="list-style-type: none"> ・行為の面積は必要最小限に留め、周辺の景観との調和に配慮する。 ・長大な法面や擁壁が生じないようにする。 				
	緑化	・周辺の植生にあわせて緑化を行う。				

奥銀谷景観形成地区の景観形成基準

項目		上筋・小野景観形成ゾーン	市街地景観形成ゾーン	鉢山景観形成ゾーン	
建築物	高さ	・階数は原則として2階以下とする。やむを得ず3階とする場合は、3階の壁面を後退させるなど、通りから見えない工夫をする。			
	外壁及び建具	・通りに面する壁面は漆喰や羽目板張り、下見板張りなどの伝統的な材料、形態とする。 ・それ以外の壁面についても、伝統的な様式を基調とした意匠に配慮する。 ・基調となる色は、土壁又は板張りなど伝統的素材による落ちついたものとする。 ①全色相、明度2以上9.5以下、彩度2以下 ②色相2.5YR～2.5Y、明度3以上9.5以下、彩度4以下 なお、漆喰を用いる場合はこの限りではない。 (建具) ・周囲の町なみと調和した材料を使用し、基調となる色は、黒若しくは灰色又は茶色とする。	・基調となる色は、周囲の建築物と調和したければけしくなく落ちついたものとする。		
	屋根	・屋根は瓦葺きとする。 ・勾配屋根とし、屋根勾配及び仕上げは周囲の建築物と調和した意匠とする。 ・基調となる色は、黒、灰色ないし赤色又はこれらに近い色彩の仕上げとする。 ①全色相(無彩色も含む)、明度2以上5以下、彩度1以下 ②色相5R～5YR、明度2以上5以下、彩度3以下	・勾配屋根とし、屋根勾配及び仕上げは周囲の建築物と調和した意匠とする。 ・基調となる色は、黒、灰色ないし赤色又はこれらに近い色彩の仕上げとする。 ①全色相、明度2以上5以下、彩度1以下 ②色相5R～5YR、明度2以上5以下、彩度3以下		
	建築設備等	・通りから直接見えないように工夫する。やむを得ず通りから見える場所に設置する場合は格子等を設置し見えないようにする			
	付属施設	・掲出物を通りに面して設置する場合は、できるだけ数を少なくし、意匠及び色彩に配慮する。 ・テラスを市川に面して設置する場合、支柱などによる張出は行わない。			
	門、塀	・既存のカラミ石積塀の保全に努める。 ・塀を設置する場合は、漆喰などを使用し、周囲の塀と調和した伝統的なものとする。 ・門、塀を設置する場合は、外壁に準じた落ちついた色彩とする。		・門、塀を設置する場合は、外壁に準じた落ちついた色彩とする。	
	その他	植栽	・既存の樹木の保存に努める。 ・山際においては、裸地を無くし在来種による緑化に努める。		
工作物	配置	・山なみの稜線上の配置は避けるように努める。			
	高さ	・高さは15m以下とし、山及び森のスカイラインを切らないよう努める。			
	意匠	・周囲に与える、突出感、違和感を軽減するような意匠とする。 ・基調となる色は、周囲の景観と調和したければけしくなく落ちついたものとする。			
	擁壁	・既存の石積及びカラミ石積擁壁の保全に努める。 ・擁壁とする場合は、自然石の使用又は擬石仕上げとし、周囲の擁壁と調和したものとする。	・既存の石積擁壁の保全に努める。		
自動販売機	・自動販売機は道路からできるだけ後退した位置とし、隣接する建築物の壁面線から突出しないように努めるものとする。 ・自動販売機の基調となる色彩は、当該建築物と調和した色彩とし、それ以外の場合は、けげばけしくなく、周囲の景観から突出しないものとする。 ・自動販売機は、企業名、商品名等広告面を極力控えるなど周辺景観との調和に配慮するとともに、周辺景観との調和に配慮した意匠、材料等の囲いや覆いを設けるなど修景に努める。				
開発行為	規模	・行為の面積は必要最小限に留め、周囲の景観との調和に配慮する。 ・長大な法面や擁壁が生じないようにする。			
	緑化	・周辺の植生にあわせて緑化を行う。			

太盛景観形成地区の景観形成基準

項目		太盛景観形成地区
建築物	高さ	・道路から見た背後のズリ山や山並みへの視線を妨げないような高さとする。
	屋根	・屋根勾配及び仕上げは周囲の建築物と調和した意匠とする。 ・基調となる色は、周囲の建築物の屋根と調和したけげばけしくなく落ち着いたものとする。その範囲は、マンセル色票系において概ね次のとおりとする。 ①R(赤)、YR(橙)系の色相を使用する場合は、彩度6以下 ②Y(黄)系の色相を使用する場合は、彩度4以下 ③その他の色相を使用する場合は、彩度2以下
	外壁及び建具	・基調となる色は、周囲の建築物と調和したけげばけしくなく落ち着いたものとする。その範囲は、屋根色に準ずるものとする。
	付属施設	・掲出物を通りに面して設置する場合は、できるだけ数を少なくし、意匠及び色彩に配慮する。
	門、塀	・既存のカラミ石積塀の保全に努める。 ・門、塀を設置する場合は、外壁に準じた落ち着いた色彩とする。
	その他	・現存の樹木の保存に努める。 ・山際においては、裸地を無くし在来種による緑化に努める。
	植栽	
工作物	配置	・山なみの稜線上の配置は避けるように努める。
	高さ	・高さは山及び森のスカイラインを切らないよう努める。
	意匠	・周囲に与える、突出感、違和感を軽減するような意匠とする。 ・基調となる色は、周囲の景観と調和したけげばけしくなく落ち着いたものとする。
	擁壁	・既存の石積及びカラミ石積擁壁の保全に努める。
開発行為	自動販売機	・自動販売機は道路からできるだけ後退した位置とし、隣接する建築物の壁面線から突出しないように努めるものとする。 ・自動販売機の基調となる色彩は、当該建築物と調和した色彩とし、それ以外の場合は、けげばけしくなく、周囲の景観から突出しないものとする。 ・自動販売機は、企業名、商品名等広告面を極力控えるなど周辺景観との調和に配慮するとともに、周辺景観との調和に配慮した意匠、材料等の囲いや覆いを設けるなど修景に努める。
	規模	・行為の面積は必要最小限に留め、周辺の景観との調和に配慮する。 ・長大な法面や擁壁が生じないようにする。
	緑化	・周辺の植生にあわせて緑化を行う。

⑤第2期朝来市教育基本計画

『郷土に誇りを持ち、こころ豊かで自立した人づくり』を基本理念とし、変化の激しい現代に合って、子供たちが郷土に誇りを持って創造性やチャレンジ精神を持ち、生き抜く力を持つ子供を育成する教育の推進掲げている。

「郷土の歴史文化遺産を保存し、活かした学びや地域づくりを推進し、継承に努める」ことを教育施策の重点目標としている。

⑥朝来市歴史文化基本構想

朝来市の豊かな歴史文化を活かした地域づくりを進めるため、文化財を地域の歴史文化を知る手掛かりとして、地域づくりに活かすための総合計画として平成27年度に策定した。

朝来市を代表する歴史文化を顕在化し、道をテーマに時代と地域性ごとの特徴と活用方法を検討した。

- ①南但馬における古代王墓群
- ②中世から近世初頭の城郭群
- ③生野鉦山と関連資産による近代化産業遺産群

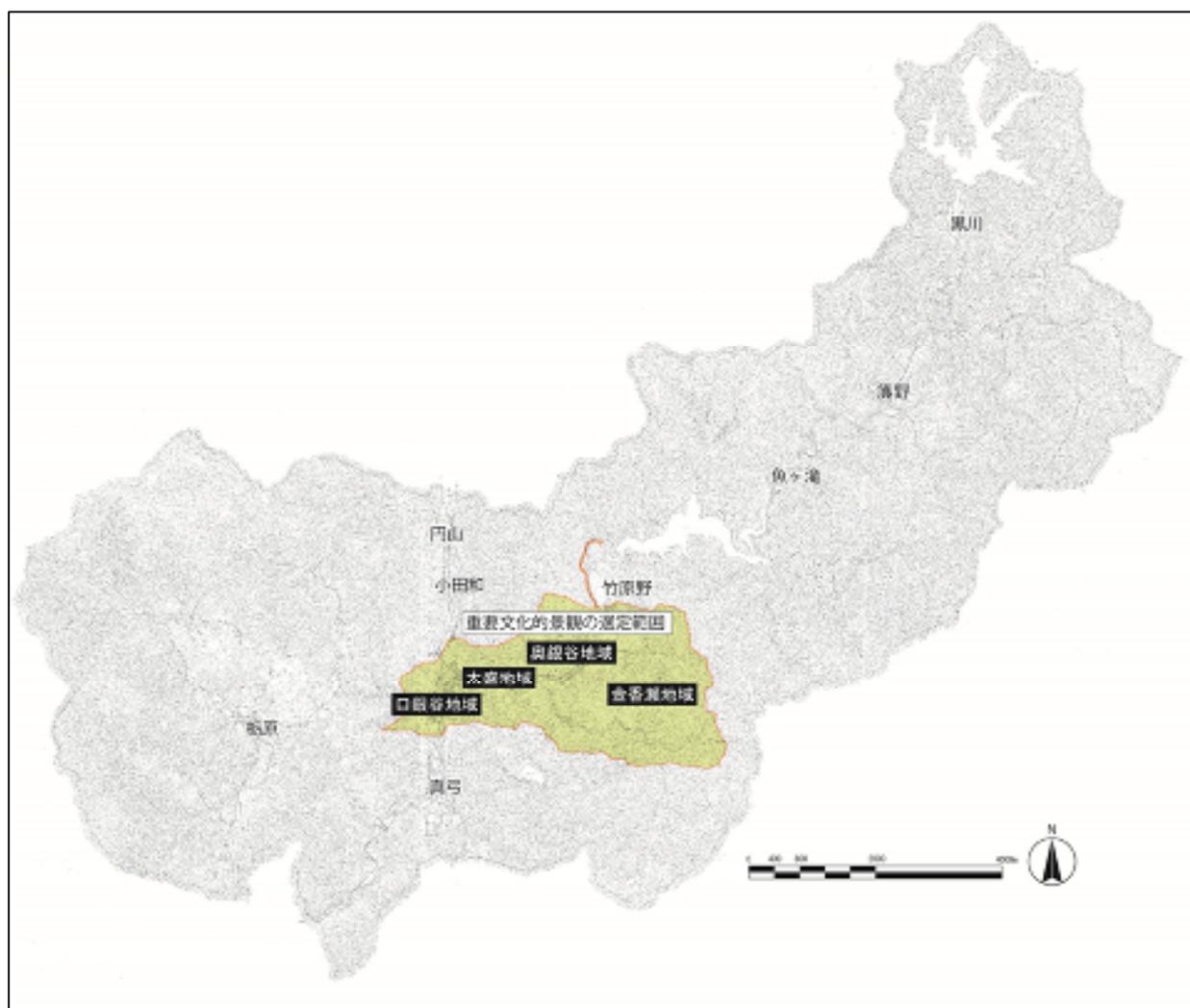
生野鉦山を中心とする資産は、朝来市の近代における歴史文化を示す中核的な資産と位置づけ、文化的景観の保護とともに、まちづくりに活かす方針を明記している。

2 重要文化的景観と周辺地域の現状と課題

重要文化的景観は、歴史的変遷や地理的な考え方から、朝来市生野町のうち近世に置かれた8ヶ所の口番所に囲まれた「銀山廻り」と呼ばれた範囲の外側となる小田和、円山、真弓、川尻及び、竹原野、黒川を除く範囲を定めている。重要文化的景観選定範囲内に、それぞれの区を加えた範囲を、生野地域と呼ぶ。

採掘終了から40年以上が経過した生野地域において、生業や生活環境、人口減少、鉱山文化を現在に示す資産の現状などについて、様々な変化が起こっている。

重要文化的景観を保護するうえで、大きな影響を及ぼす生野地域の現状と課題について整理する。



生野地域と重要文化的景観選定範囲

(1) 近年の生活環境の変化と現状

①生活様式の変化による文化的景観への影響

鉱山採掘という生業によって生み出された「生野鉱山及び鉱山町の文化的景観」は、鉱山採掘の終了から40年以上が経過し、現在は生業（鉱山採掘）の継続によって文化的景観が維持される状況ではない。しかしながら、現在まで引き続き錫精錬やレアメタルリサイクルなどの鉱工業は継続され、日本で唯一の「今も生きている鉱山町」として鉱工業都市景観が維持されている。さらに地域住民は生活を続けながら、鉱工業によって育まれた鉱山文化を次世代に受け継ぐため、全国でも先駆けてまちづくりの努力を続けてきた。

ところが、生活様式が時代とともに多様な変化を見せる中で、鉱山町の記憶を持つ世代も徐々に少なくなってきており、次世代がただ営みを継続させるだけでは、文化的景観が現在のまま受け継がれるとは言い難く、将来において、鉱山町の景観が地域住民の生活の関係性がより希薄になっていく可能性が危惧される。

②経済状況の変化による生業の場の減少

生野地域では、昭和47年の採掘終了後も、明治期の製錬工場からの系譜をひく鉱工業が継続されてきた。生野が「生きている鉱山町」として景観を守り伝えるうえで、地元で鉱工業が継続的に稼働することが重要である。これまで錫精錬といった従来からの鉱業のほか、半導体産業や都市鉱山ともいべきレアメタルのリサイクル産業など、科学技術の発展に伴って様々な鉱工業分野への柔軟な対応を図ってきたが、我が国の鉱工業を取りまく動向は非常に厳しい状況が続き、生野でもその影響を大きく受けている。

金属加工の技術を活かした半導体製造企業が、平成25年度までに生野から撤退した。同企業に勤務していた約350名の従業員は、多くが転職、或いは市外へ転居を余儀なくされた。生野地域における生業の場の減少は、若者を中心に住民として定着する機会の減少につながり、地域の営みを継続していくうえで大きな課題となっている。



閉鎖された坑口



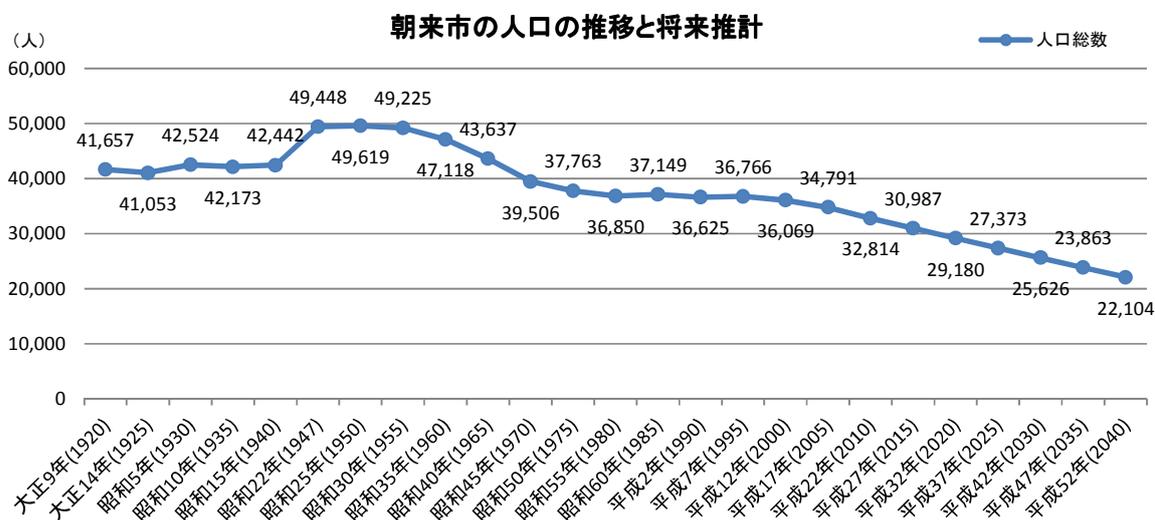
太盛地区の工場群

③生活利便性の低下に伴う人口減少、人口流出

朝来市の人口は、平成 27 年 10 月に行われた国勢調査では 30,805 人であり、公共交通機関の廃止や学校の統廃合、小売店舗の減少など、生活利便性が低下している。

国立社会保障・人口問題研究所が平成 25 年 3 月に公表した推計によると、朝来市の人口は平成 52 年には 22,104 人まで減少するとされている。生野地域における将来推計人口は、平成 72 年には現在のおよそ半数になるとされる。高齢化が進み、住民活動の継続が困難になることが予想される。

文化的景観を維持してきた「地域の持続性」そのものに、深刻な影響が予想される。



出典：平成 22（2010）年までは国勢調査、平成 27（2015）年以降は社人研推計

(2) 近年における重要文化的景観の変化と現状

①重要な構成要素の現状

平成23年3月の保存計画策定時に、重要文化的景観における重要な構成要素として特定された68件の物件についても、人口減少等の環境の変化に伴い、少ないながらも影響が出ている。空家であり、且つ倒壊の危険性のある物件が1件存在している。今後そのような状況になる可能性が高いと推測される重要な構成要素も見られる。なお建築物以外の物件も合わせると、6件の重要な構成要素において維持に支障をきたす状況が出現している。

重要な構成要素個々の現状については、資料編にて一覧表を示す。



【B32】旧海崎医院



【B33】日下旅館

②人口減少に伴う空家、空地の増加

人口減少に伴って増加傾向にある老朽化した空家は、地域での暮らしを営むうえで大きな課題となっている。

空家の増加と並行して、維持管理が困難な空家の解体撤去が行われている。次第に増加する空地により、連続した町並み景観の維持が困難になっている。



老朽化した空家



空地の増加

都市開発課が調査した、平成24年1月現在の朝来市内の空家状況は、次の表のとおりである。

地域	空き家数		状況ランク									
			A 居住可		B 若干修理で居住可		C 大規模修理要		D 居住不可		E 朽ちている	
生野	259	100.0%	71	27.4%	79	30.5%	77	29.7%	25	9.7%	7	2.7%
朝来	154	100.0%	55	35.7%	54	35.1%	27	17.5%	15	9.7%	3	1.9%
山東	224	100.0%	112	50.0%	51	22.8%	40	17.9%	13	5.8%	8	3.6%
和田山	329	100.0%	124	37.7%	112	34.0%	58	17.6%	19	5.8%	16	4.9%
合計	966	100.0%	362	37.5%	296	30.6%	202	20.9%	72	7.5%	34	3.5%

(3) 関連するまちづくりの取組み

①住民の主体的な取組み

生野地域では、「鉱山とともに育まれた町」として、培われた鉱山文化を受け継ぎながら生野地域に住み続けるために、これまで30年にわたって様々な取組みが積み重ねられ地域としての蓄積がなされている。

平成15年、住民が企画段階から参画し、設計、改修を行った旧吉川家住宅は「生野まちづくり工房井筒屋」として生まれ変わり、地域住民が管理運営を行っている。また、明治期の有力者の邸宅を改修した「口銀谷銀山町ミュージアムセンター」、鉱山社宅を改修した「生野鉱山職員宿舎」など、住民が主体となって、重要文化的景観の構成要素をまちづくりの拠点施設として積極的に活用している。

さらに、昭和期の鉱山町を再現した「銀谷祭り」や、採掘を行っていた当時の鉱夫たちに思いを馳せる「へいくろう祭り」、鉱山町の町並みを利用した「銀谷のひな祭り」などの地域活性化イベント活動の実施や、「生野踊り・生野昔踊り」や「生野秋祭り」といった伝統行事の継承などにも取り組んでいる。

平成27年度には、奥銀谷の地域住民によって景観まちづくりに取り組む住民組織として「かながせの人・まち・未来の会」が発足した。「かながせの人・まち・未来の会」は、平成10年に生野町の口銀谷地域が兵庫県の景観形成地区に指定されたことをきっかけに組織された「口銀谷の町並みをつくる会」とともに、鉱山町独特の景観を活かした地域再生に向けて連携した精力的な取組みが始まっている。

その一方、長年まちづくり活動を行ってきたことで飽和的な雰囲気があることや、鉱山が操業していた当時を知る住民の高齢化が進み、鉱山文化の継承が求められていることなどが課題である。

②行政による取組み

◆景観助成の取組み

平成22年から進められた口銀谷地域における道路改良工事では、車両通行における安全と整合を図るため、鉱山町の区画割を残す道路が拡張され両側に歩道が整備されたことで、景観に変化が生じた。また道路拡張によって住居の立ち退きが発生し、対象となった住民は多くが市外に転出するなど、人口構造の変化を引き起こした。景観の変化が地域に対して少なからず影響を及ぼし、地域の持続性と連動することが明らかとなった。

このような状況を踏まえ、朝来市では、平成23年度に景観法に基づく景観行政団体となり、平成25年度には朝来市景観計画を策定した。朝来市景観計画では、朝来らしい景観の一つに「鉱山まちの面影が残る生野」を掲げ、生野町口銀谷地区に加えて奥銀谷地区及び太盛地区を景観形成地区として指定した。歴史や文化を踏まえた適切な景観誘導と環境整備を推進している。

◆建造物の活用の取組み～歴史的建造物・空家の活用～

兵庫県の「古民家再生促進支援事業」を活用して、口銀谷地域の歴史的建築物を活かした環境保全を支援する取組みを進めている。

現在は、朝来市独自の空き家バンク事業や空き家活用促進事業などもすすめ、生野地域の空き家に都市部から I ターンで移住する定住促進事業や、鉾山町で暮らしを始めた新規移住者による、カフェ・雑貨ギャラリー、私設博物館の開設など、地域資源の維持と定住促進の両立を図る取組みも始めている。



古民家を改修したカフェ（口銀谷）

◆広域にわたる鉾山関連資産の活用

鉾山に関連する資産が残る姫路市・福崎町・市川町・神河町・養父市と連携し、資源を活かした観光交流をすすめる「銀の馬車道事業」「鉾石の道事業」を推進してきた。またさらに広域的な文化財の活用を目指して、日本遺産の認定に向けた取組みを進めている。



生野の夏の風物詩「生野踊り」



勇壮な屋台の競演「生野秋祭り」

<まちづくりの取組み一覧>

	事業名	概要	実施年度	中心組織名	備考
整備事業	スポット公園整備、サイン設置	口銀谷地域の観光ルートの検討、サイン計画、カラミ石広場、生野義孝広場等の整備を実施。	H11～25年	口銀谷の町並みをつくる会 他	街なみ環境整備事業
	まちづくり工房井筒屋の整備	江戸時代後期に建築された「郷宿 井筒屋」の寄贈を受け、住民のワークショップによって計画・設計を行う。 現在、住民の手で管理運営されている。	H15年開館	口銀谷の町並みをつくる会、 生野まちづくり工房井筒屋 運営委員会	街なみ環境整備事業
	トロッコ道整備	口銀谷地域に残る旧トロッコ道を観光スポットとして復元整備。	H20、21年	口銀谷の町並みをつくる会 他	街なみ環境整備事業
イベント、 伝統行事	近代化遺産を活かしたまちづくりシンポジウム	文化庁文化財部記念物調査官鈴木地平氏を講師に招いての記念講演、「近代化遺産を活かしたまちづくり」をテーマとしたパネルディスカッションを開催。	H20年	朝来市	
	生野鉱山開坑1200年事業	大同2年(807年)と伝えられる生野鉱山の開坑から1200年を記念して行われたイベント。鉱山文化や生活に関わる展示、生野踊りなど、多くの催しが行われた。	H19年	生野鉱山1200年事業 実行委員会	
	生野夏物語	独特の伝統文化である生野踊りをはじめ、生野の歴史文化を市民や来訪者に体感してもらうことを目的として、平成19年の生野鉱山開坑1200年をきっかけに始まった夏の風物詩。	H19年～	生野夏物語推進協議会	生野踊り、生野昔踊り
	銀谷のひな祭り、銀谷のわらべ	生野まちづくり工房井筒屋を中心に、地域で引き継がれてきた日本の伝統的行事である「ひなまつり」を開催。地域の協力を得て各戸の玄関にひな人形を飾る。		口銀谷の町並みをつくる会、 生野まちづくり工房井筒屋 運営委員会	
	銀谷祭り	口銀谷地区で毎年行われる、生野が一番元気がだったころの昭和を再現したまつり。地域商業の活性化や交流等による住民意識の向上、情報発信等を目的としている。	H14年～	銀谷祭り実行委員会	
	へいろう祭り	奥銀谷地域で毎年行われる、トロッコ引きや金銀鏡天然石すくいなど、鉱山を連想させるイベント。 江戸時代から続いた山神祭の活気を再び取り戻そうと、地域住民主体で開催されている。	H13年～	へいろう祭り実行委員会	
	生野秋祭り	大正～昭和に始まったとされる秋の祭り。播州型の神輿屋台、布団屋台が生野小学校のグラウンドに集合し差上げ等の練り合わせが行われる。各地区から、大屋台8台と小屋台、子供屋台10台が練り出し、町中を練り歩く。	不明	生野町観光協会	
計画策定	生野鉱山群近代化遺産保存活用基本方針の策定	生野の近代化遺産群や鉱山遺産の保存活用及び企業との共存による地域再生を進めるべく、生野鉱山群近代化遺産の保存活用に向けた基本方針の策定。	H19年	朝来市	
	JR生野駅西口整備計画検討会	生野鉱山ミュージアムの玄関口として、観光情報センターや交通結節機能の整備、但馬の玄関口らしい景観の創出を目指す。 ワークショップによって住民の意見を反映させた。	H22.2完成	口銀谷地域整備検討会	まちづくり交付金事業 生野・鉱山ミュージアム 構想
	甲社宅整備計画検討会	鉱山町の生活文化を伝えるシンボルとして、新しい観光スポット整備を実施。志村高記念館設立の検討。 改修設計、管理運営を地域住民の手で行っている。	H22年開館	口銀谷地域整備検討会	まちづくり交付金事業 生野・鉱山ミュージアム 構想
	井筒屋周辺整備計画検討会	口銀谷鉱山群ミュージアムのシンボルとして、口銀谷の中心地である井筒屋周辺の整備方針、まちづくりストーリーの検討。 南の浅田邸等の改修、管理運営を住民の手で行っている。	H22年開館 (南の浅田邸)	口銀谷地域整備検討会	まちづくり交付金事業 生野・鉱山ミュージアム 構想
	生野町総合計画の策定	住民と行政職員による8地区の地域委員会を発足し、地域の意見や課題等の抽出、施策の検討を実施。 ワークショップの実施研修を通して、町民参加型まちづくりの基盤となる計画を策定。	H7年	生野町	
	生野町口銀谷地区景観ガイドラインの策定	口銀谷地区を「市街地景観形成ゾーン」、「小路景観形成ゾーン」、「寺町景観形成ゾーン」、「市川景観形成ゾーン」に分け、それぞれ建築物の景観基準を定める。	H11年	生野町	
	「鉱石の道」観光事業化計画の策定	生野町・朝来町・大屋町にまたがる近代化産業遺産群を「鉱石の道」として捉え、体験観光、産業観光、教育観光、街道観光を軸に地域経済の活性化を図ることを目的とした、地域体験型の観光プログラム作りを実施。	H16年	生野町、神戸大学 「鉱石の道」観光事業化計画 委員会	
歴史文化保存活用計画	生野町の歴史文化遺産を総合的に保存・活用することにより、地域の活性化と歴史文化遺産の未来への警鐘を図ることを目的として策定。	H16年～	生野町教育委員会		
組織づくり	地域自治協議会の設立	「自考・自行・共助・共創のまちづくり」を基本理念として、地域のさまざまな団体や事業者が参加し、それぞれの特色をいかして連携・協働する新しい地域自治システム。 口銀谷、奥銀谷にそれぞれ設置。	H20年	口銀谷地域自治協議会	
	口銀谷の町並みをつくる会の設立	口銀谷地域が県の景観形成地区に指定されたことをきっかけに設立。鉱山町としての歴史や文化に満ちた魅力ある和洋折衷の町並みを守りながら、変える郷土の構築を図ることを目的としている。	H11年	口銀谷の町並みをつくる会	
	かながせの人・まち・未来の会の設立	鉱山文化の色濃く残る奥銀谷地域のまちなみや景観を維持し、後世へ残していくこと、奥銀谷地域の活性化を目的として設立。	H27年	かながせの人・まち・未来の会	
	地域づくり生野塾	「住民による総合計画の実現」を目的として、生野町民から参加者を募集し開催。 住民と行政職員が一緒になって、総合計画の施策を実現するために会議、ワークショップを行った。	H9年～	生野町	
生野ひいきの会	生野の名のもとに、新しい出会いと交流の機会を創出し、生野の財産を未来に継承しつつ、人と街に元気を呼び戻すことを目的とした、生野好きによる生野好きのための会。	H20年～			
調査	近代化産業遺産調査	生野町に残る明治時代以降の鉱山関連の近代化産業遺産を、地域資源として活用するための調査を実施。	H13年～	生野町	
	「鉱石の道」産業遺産活用調査	生野町・朝来町・大屋町にまたがる近代化産業遺産群を「鉱石の道」として捉え、それら資産を有効活用するための調査を実施。	H15年	生野町、神戸大学 「鉱石の道」観光事業化計画 委員会	
制度づくり	生野まちづくり基本条例の策定	将来に向けて、生野町の町づくりシステムを継承することを目的とした、生野町のアイデンティティを明文化した自治基本条例の策定。	H14年施行	生野町	

(4) 重要文化的景観保護のために解決すべき課題

重要文化的景観を取り巻く現状から、保護のために以下の課題が挙げられる。

現状① 産業構造の変化による文化的景観への影響



課題① 鉾山町の文化、記憶の継承。構成要素の老朽化



現状② 生業の場の減少と生活利便性の低下による人口減少



課題② 新たな生業の創出と移住定住の推進



現状③ 空家・空工場、空地の増加による景観への影響



課題③ 空家・空地等の利活用、修景整備の推進



現状④ 活動主体の高齢化、住民活動への疲弊



課題④ 住民団体の維持、住民活動の世代交代



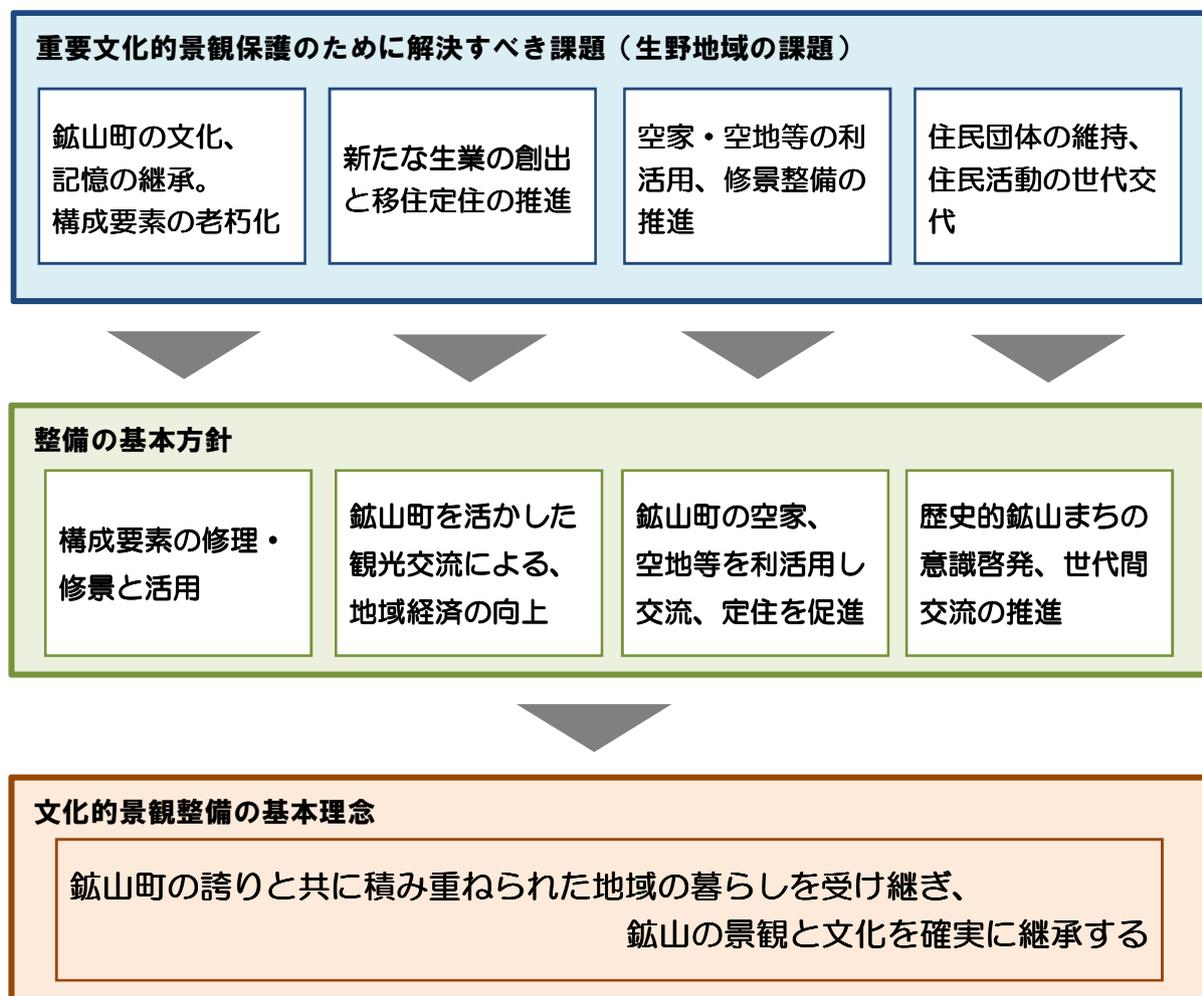
3 整備の基本理念と基本方針

(1) 整備の基本理念

「生野鉾山及び鉾山町の文化的景観」の保護をすすめるにあたり、前節で分析した重要文化的景観の現状と課題から、解決に必要とされる取組みを整理した。

生野地域が将来もあり続けるためには、「鉾山とともに歩んだ町」の個性を「強み」として活かすことが求められるが、生野地域の課題解決の方向性は、文化的景観の保護に向けた方向性と基本的に一致する。

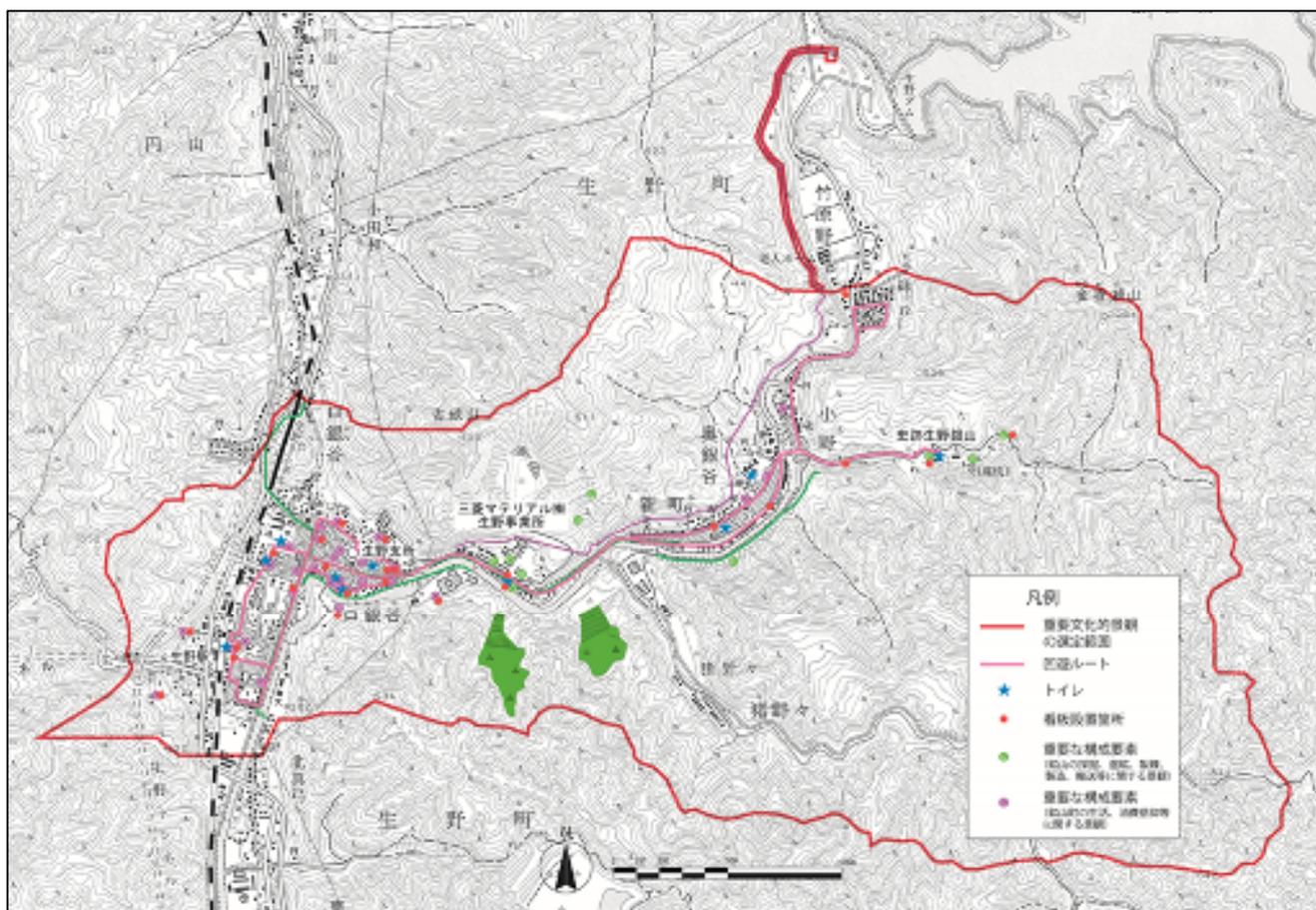
以上を踏まえ、文化的景観を生野地域の持続性に寄与するとともに活用することを基本理念として設定する。



4 全体計画及び地域区分計画

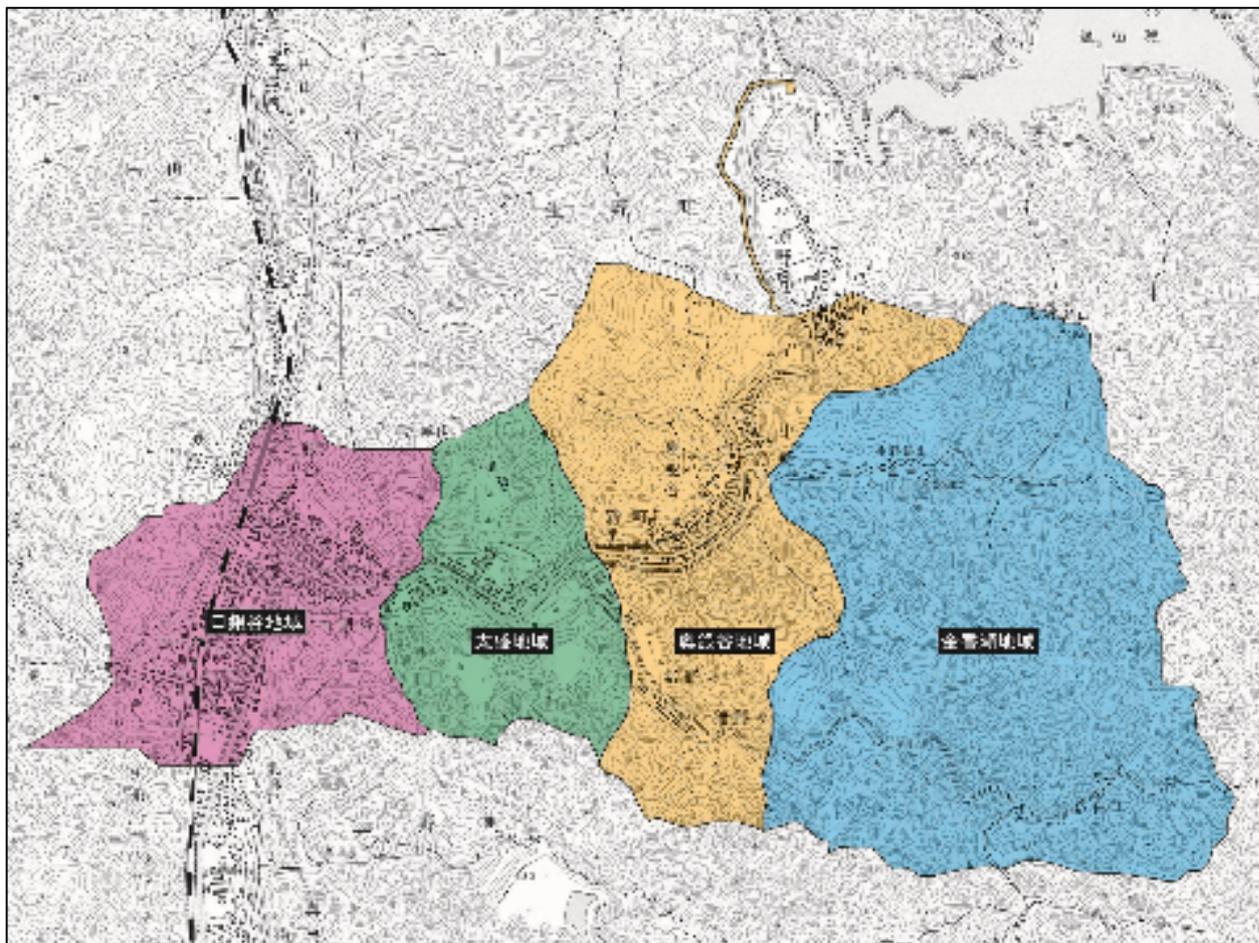
(1) 全体計画

重要文化的景観を保護し後世に継承していくために、地域ごとの特徴を活かしたそれぞれの整備方法を示す。



(2) 地域区分計画

保存調査報告書において、それぞれの性質と景観文脈から区域内を①口銀谷地域、②太盛地域、③奥銀谷地域、④金香瀬地域4つの地域に分けており、以下にその特徴と整備内容を示す。



①口銀谷地域

「生野鉾山寮馬車道」沿いには明治期に建築された医院、店舗などがあり近代化によって変貌を遂げた景観（切妻平入住居の伝統的様式に加え、洋風のデザインが取り入れられた建造物など）がみられ、播但鉄道生野駅が建設されたことに由来する旅館などがあり、これらの建造物を口銀谷地域の景観の象徴として保護しながら、観光客誘致、新たな交流拠点としての活用を考えていく。

生野代官所、城下町総構遺構に踏襲される水路や路地の由来をサイン等で表示し、生野書院を歴史や文化的景観の魅力を紹介する、鉾山町の玄関口となるガイダンス施設として位置付けるほか、生野まちづくり工房井筒屋や生野鉾山職員宿舎、口銀谷鉾山町ミュージアムセンター等の観光拠点施設を中心とした町歩きのさらなる推進等を実施する。

また江戸時代、坑夫の健康被害対策の良薬として信じられ、鉾夫の健康対策として盛んに栽培されたお茶は現在、生野紅茶の会が「生野紅茶（コワニェティー）」として商品開発に取り組み、生野ハヤシライスに次ぐ新たな名物として引き継がれている。

さらに鉾山町の伝統文化として、生野の夏の風物詩「生野夏物語」において、江戸時代に京都から移住してきた山師が、祖先供養や鉾山で死んだ鉾夫などの供養である盂蘭盆の踊りとして、また盆休日の鉾夫の慰安や娯楽として、京都から踊りの師匠を招いて振付けたとされる「生野踊り」が行われている。



森垣の灯籠流し

幕末期からの生野踊りの祖形とされている昔踊りとともに、現在では保存会が結成され、踊りの保存継承に努力されている。加えて、祖先供養の精神的な意味を持つ「森垣の灯籠流し」も住民の手によって継承されている。

このように、生野地域独特の生活文化は盛衰を繰り返しながらも地域住民によって受け継がれており、これら民俗行事は現在、地域住民全体で継承していく機運が高まっている。「生野鉾山及び鉾山町の文化的景観」に欠かせない要素である。

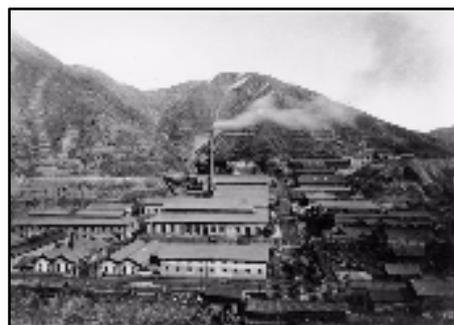
人口減少による空き家の増加が大きな課題となっており、家屋の解体、空地化は避けられない。城下町あるいは「生野鉾山廻り」に由来する特徴的な道路構造を有していることから、極力、現在の町割りや線形の変更が行われぬよう努めながら、商業施設や移住者の住居としての空き家の利活用、シスレーのバラの植栽等による空地の再利用等を検討する。



口銀谷地域を望む

②太盛地域

居住区である口銀谷地域と奥銀谷地域の間に形成された近現代の鉱工業地域であり、近世以来の村落であった猪野々町を生野代官所跡に強制的に移住させ、選鉱場や製錬場などの建設によって、近代工場群の景観へと劇的に変化していった地域である。明治初（1868）年から続く煉瓦造の建物群（旧混こう所、旧搗鉱所、旧熔工所等）や、生野鉱山近代化に向け推進した象徴的ともいえる建造物群が存在する。鉱山システムを支えるインフラとして、動力用の送水路や堰堤、輸送路としての鉱石運搬用専用道路、トロッコ道などが地域を広域かつ縦断的につないでいる。このほか、鉱業排水処理のための疎水坑や沈殿池、鉱山景観として巨大なモニュメント的存在である残滓堆積場（ズリ山）などがある。トロッコ道やズリ山、鉱石を運搬するリフト跡等は、観光客など外部の人間にとって大きなインパクトを与え、鉱山町独特の景観を印象付けるものである。



明治期の鉱山本部

これらの建造物群は「生野鉱山及び鉱山町の文化的景観」の中核をなす景観として位置付けられ、管理者の三菱マテリアル株式会社生野事業所の協力を得ながら景観を変えることのないよう可能な限り保存を図る。

当地域の建造物群は、かつて存在した協和会館や鉱山病院、プールなどの福利厚生施設とともに、地域住民にとって鉱工業が活発であった時期を想起させる非常に強い思い出が残っている場所である。鉱山文化の象徴として、地域の誇りを次世代と共有できる空間を意識した整備を行う。



太盛山の煙突

なお、購買会については口銀谷から奥銀谷・金香瀬にかけての中間地点でもあることから、生野鉱山近代化の象徴として整備活用を検討する。具体的には生野鉱山近代化をガイドンスする施設として、また地域の核となるような施設（集会施設や多目的な用途に活用する施設）とした整備活用を検討する。

また現在は、三菱マテリアル株式会社生野事業所の協力を得て、年に1度、敷地内の産業遺産の見学会を開催している。今後は事業所と連携を密に図りながら、公開

日や公開場所の増加等を検討し、次世代への継承と交流人口の拡大を目指す。

③奥銀谷地域



奥銀谷地域を望む

奥銀谷地域は金香瀬地域に直結する山元の手工業生産地区としての地域的特徴があり、主として坑内労働者の小規模住宅から、旧扇山、猪野々地区にある大規模な社宅群など、鉱山労働者の居住地域としての景観が残る地域である。

近世に形成された奥銀谷の町並み構造は、口銀谷地域と同様、近世から続く町並みに由来する構造を有している。江戸時代からの特徴を示す町屋構造と、明治以降に改築され洋風建築も取り入れた重層的な様相を呈する。

平成 28 年度から奥銀谷地域街なみ環境整備事業によって景観整備が本格化することから、担当課である都市環境部都市開発課との連携を取りながら事業展開を図っていくこととする。鉱山労働者の居住地域であったため、歴史的建造物は個人所有の物件が多く、日常住宅として居住されているものであることから、整備については所有者の意向を踏まえ、かつ景観保護の観点も加味しながら、今後も住み続けることを第一に、柔軟な整備を検討していく。

口銀谷地域と同様に空家の増加が著しく、解体、空地化は避けられない。江戸～明治期の重層的な町並みを散策し、徒歩によって奥銀谷地域から金香瀬の観光坑道へ向かうの動線確保のため、空地を駐車場として利用するなどの整備を進める。

その他、明治以降につくられた鉱山職員社宅、市川沿いに作られたトロッコ道跡や川床に見られる選鉱施設、市川と白口川の合流点に設置された護岸の「亀石」など、鉱山採掘に由来する構造物が見られる。また江戸時代の間歩やのみ跡なども至る所に見られ、これらについては今後も調査を行い、住民への周知啓発を積極的に行いながら地域の文化的景観意識の醸成及び新たな観光スポットとしての整備を図っていく。

現在は、奥銀谷地域自治協議会が神戸大学と連携し、近世文書の読解と整理を積極的に進めており、江戸から明治期の山師や鉱夫たちの生活、動向を知る貴重な活動となっている。今後も鉱山技術資料の収集研究、保存整理、及び公開展示をしながら、鉱山町の啓発継承を進める。



明治期に整備された送水路



緑珠ひ



奥銀谷地域古文書整理会の様子

④金香瀬地域

生野銀山最盛期から閉山まで続いた採掘現場の中核的機能を担ってきた地域であり、現在も採掘現場の景観が広がる。かつて鉱山の中心地であった金香瀬坑口は、現在では観光坑道として一般に公開され、株式会社シルバー生野の中心的施設となっている。観光坑道内では近現代の時期を中心とした坑道内保存や復元的展示が行われている。生野鉱山の鉱山技術は、閉山後も形を変えながら発展的に継続されており、現在の生野の鉱山景観に引き継がれている。

また傍らには鉱山資料館、生野鉱物館などが整備され、鉱山技術の変遷も学習することができる。さらに「慶寿ひ」などの掘り切りや、中近世の“ひ（鉱脈）”や間歩（坑道）が密集する場所も存在し、生野鉱山の黎明期から最盛期の山元の生々しい採掘の様子を見ることができる。今後も鉱山の歴史的変遷過程を明確に示しながら、鉱山の特徴や意義などを観光客に訴えていく。また、調査保存を進めるなかで、文化財としての価値付けを行い、名実ともに「史跡」として、未来へ保存継承を図っていく。

また、金香瀬地域周辺の山に見られる鉱山町特有の自然景観として、アカマツの二次自然林があり、鉱山の隆盛に伴い、江戸時代を通じて木炭や坑木など鉱山用の用材として「御林」として山林の開発管理が行われてきた。岩肌には主に岩山に生育する植物であるヒカゲツツジ群落や、代表的な鉱山指標植物であるヘビノネゴザが見られ、現在でもその景観は変わらない。足元にはハクサンハタザオの花が咲き、川沿いには送水管や沈殿池などが見られ、独特な景観構造となっている。これらの自然環境も生野の特徴を具象化した景観として保護し、活用を図っていく必要がある。

職住近接の鉱山集落として形成された白口地区についてはかつて「白口千軒」ともいわれ、栄えていたが、その繁栄を示す集落景観や石造物などの構造物が残っている地域である。本地域については更なる調査を行い、住民への周知啓発を積極的に行いながら、地域の文化的景観意識の醸成を図っていく。



慶寿ひ 露天掘りの跡



現在は観光坑道となっている金香瀬坑口



へいくろう祭りの様子

5 個別整備計画

(1) 構成要素についての届出・報告

① 構成要素の保存の考え方

「生野鉦山及び鉦山町の文化的景観」区域は、朝来市景観計画によって示された「景観形成地区」として指定された場所と重なる。「口銀谷景観形成地区」「奥銀谷景観形成地区」「太盛景観形成地区」に該当し、全体の景観維持についてはそれぞれの景観形成基準によってコントロールされている。

重要文化的景観の選定によって位置付けられた「重要な構成要素」は、「形態・意匠等が独特又は典型的であるとともに、技術・素材等の観点から顕著な固有性を持つもの」と定義され、文化的景観の本質的な価値を示すことから保存の対象として不可欠なものとされている。また生野では、重要な構成要素に加えて、地域の生活文化の中で守り伝えられ文化的景観の形成に寄与した、重要な構成要素を補完する要素が多数存在する。これらを「一般的な構成要素」と位置づけ、景観を保護するうえで注意すべき要素とした。これらは文化的景観区域内に合計180か所存在している。

また、「生野鉦山及び鉦山町の文化的景観」は、鉦山技術や鉦山の生活・生活文化、鉦山の自然の集合体であることから、その保護とは単に重要な構成要素の外観のみを保存することではなく、景観として目に見えるものを支える生活や生活のシステムを守ることが含まれる。

生野地域の住民は、生野鉦山町に培われた鉦山文化を受け継ぎながら、鉦山文化に対して誇りをもって住み続けてきた。景観を次代に引き継いでいくことは、地域住民の営みが受け継がれることと不可分であり、住民が生活と地域の関係性を自覚的にとらえて、培われてきた生活を未来へ継承しようとする意識が求められる。

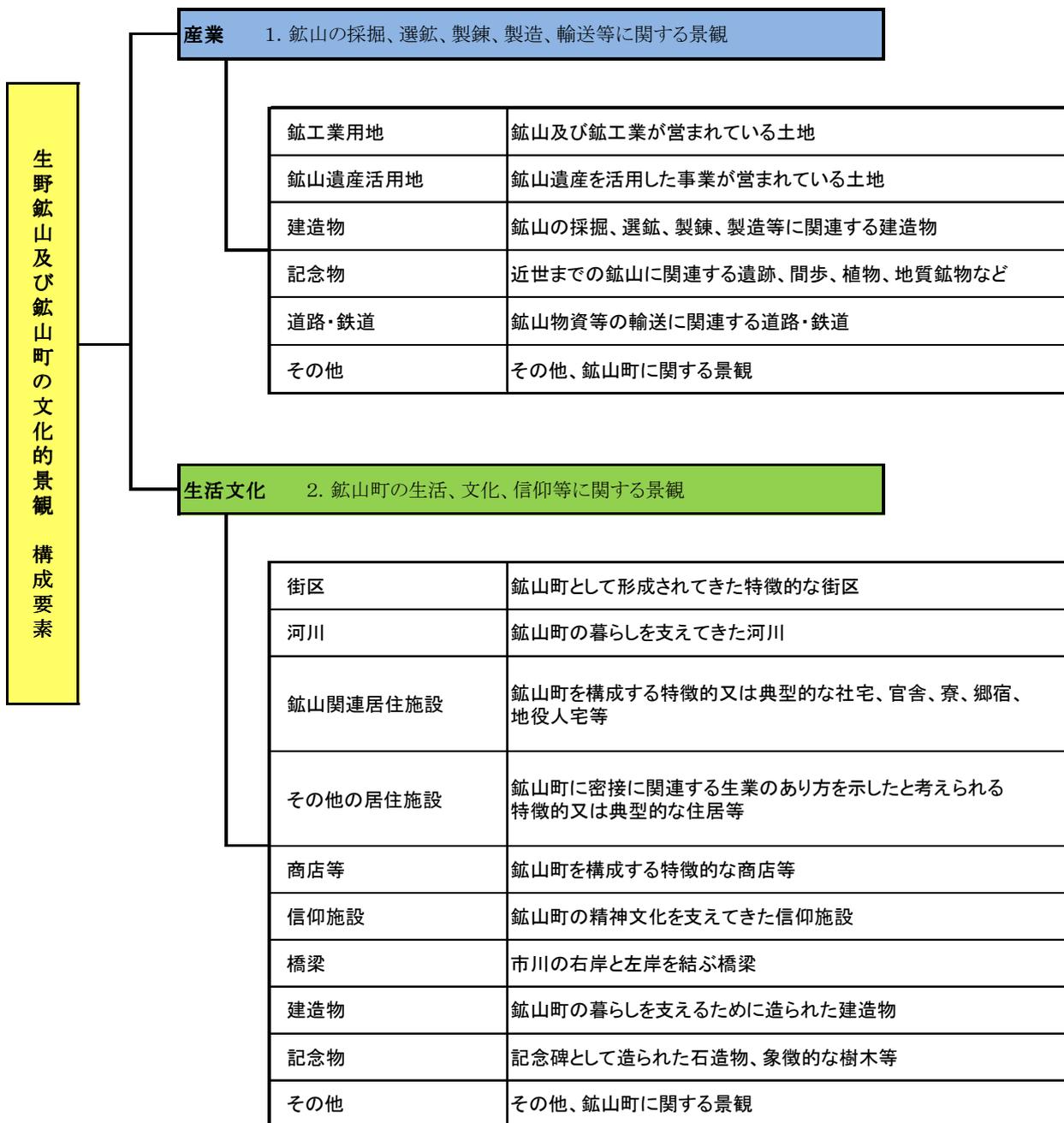
地域で培われてきた暮らしの積み重ねが「文化的景観」であり、その価値を示す象徴として重要な構成要素が、また地域の暮らしを共有する手がかりとして一般的な構成要素があることを共有することが重要である。つまりこれらの要素を次代へ伝えていくことが、地域の誇りをつなぐことにほかならない。

重要な構成要素やそれを補完する一般的な構成要素はともに、鉦山町として今も地域住民の中に連綿として伝わる「地域の誇り」が顕在化したものであることから、これらの要素を守り、次代へ伝えていくための届出及び報告のガイドラインを設定する。

重要な構成要素や一般的な構成要素として定められている物件は、それぞれが固有の特徴を備えているもので、景観形成基準のように画一的にコントロールできるものではない。生活を維持する観点とともに、それぞれの要素が持つ特徴や価値を確認しながら、保存を目的とした整備を進めていく必要がある。

また、住民の生活は常に変化し、時代によって価値観も変化していくため、文化的景観の適正な維持と、地域の営みとの距離感を確認するため、今後は10年を一区切りとして、整備計画を見直すことが必要である。

文化的景観の構成要素の分類表



②構成要素保護ガイドライン

生野鉱山及び鉱山町の文化的景観区域内の重要な構成要素において現状変更等を行う場合、現状変更等を行おうとする者は、事前に朝来市教育委員会へ現状変更届出を提出するものとする。一般的な構成要素については、朝来市教育委員会は文化財保護法第 140 条による現状の報告を求める。

重要文化的景観保護にかかる届出又は報告が必要な行為	
①	構成要素に位置付けられた建築物の改築・増築工事及び外観等の変更
②	構成要素に位置付けられた建築物以外の構造物及び記念物等の改変
③	構成要素に位置付けられた鉱工業用地及び鉱山遺産活用地並びに街区の範囲における区画形質等の変更
④	構成要素に位置付けられた鉄道・道路における幅員の大幅な拡張等
⑤	前各号に掲げるもののほか、重要文化的景観保護に影響を及ぼすおそれのある行為

重要な構成要素保護ガイドライン			
分類	考え方	関連する規制、法令	届出が必要な行為のうち、該当する届出
鉱工業用地及び鉱山遺産活用地	金香瀬地区、太盛地区など、生野鉱山の近代化の中核となった施設であり、現在も形を変えながらも継承されている。 今後もその機能が継承される中で現状のまま保存に努める。	鉱山保安法	③
建築物	生野鉱山の近代化の象徴といえる建造物群であり、生野鉱山及び鉱山町の文化的景観の中核となる施設である。今後も可能な限り現状のまま保存に努める。	朝来市景観条例	① ②
記念物	生野鉱山における採掘現場や採掘技術を後世に伝えるものであり、今後も現状のまま保存に努める。	鉱山保安法	②

道路・鉄道	<p>鉱物の輸送形態を後世に伝えるものであり、今後 も現状保存に努める。</p> <p>国道 429 号、国道 312 号、市道鍛冶屋町真弓線の 改変については事前の綿密な調整を行う。特に市 道鍛冶屋町真弓線は周辺の街区の保護と密接に関 わることが予想されるため、幅員の大幅な拡幅等、 街区に影響を及ぼす行為については原則行わな い。あわせて地域住民の価値観に合わせた整備の 在り方も勘案し、文化的景観保護との整合性を多 面的に検討する。</p>	道路法	④
その他	<p>鉱山採掘の最終過程を伝えるものであることから、 現状保存に努める。</p>	鉱山保安法	②
街区	<p>鉱山町が発展する過程で形成された区画形質（敷 地割）であり、町並みの景観を維持するため、現 状のまま保存に努める。建物が除却された場合、 区割りの合併や整理は避け、かつての敷地割の明 示に努める。</p> <p>建物の連続性を意識した外観構成に努める。</p>	朝来市景観条例	③
河川	<p>安全上やむを得ない場合は除き、可能な限り人工 構造物の設置は避け、景観を維持するうえで適切 な方向に誘導する。また河川内に鉱山文化に関連 する記念物が存在する場合は、現状維持に努める。</p>	河川法	⑤
鉱山 居住 施設 関連	<p>鉱山町を構成する特徴的又は典型的な社宅、官舎、 寮、郷宿、地役人等の居住施設と位置付けられる ことから、基本的に現状のまま保存に努める。</p> <p>やむを得ず現状変更を行う場合は景観形成基準に 照らし、景観を守り伝える観点から、外観に旧来 のデザインを踏襲する、後世の改修を旧状に服す 等の仕様に努める。</p>	朝来市景観条例	①

その他の ・商店等 居住施設	<p>鉾山町の生活、文化に関連し、形成されてきた景観を示す要素であることから、基本的に基本的に現状維持に努める。</p> <p>やむを得ず現状変更を行う場合は景観形成基準に照らし、景観を守り伝える観点から、外観に旧来のデザインを踏襲する、後世の改修を旧状に服する等の仕様に努める。</p>	朝来市景観条例	①
信仰施設	<p>生野鉾山によって育まれた生活文化、人々の精神的拠りどころとして営まれ、景観の形成に大きな役割を果たしたことから、可能な限り保存に努める。</p> <p>やむを得ず現状変更を行う場合、現在まで継続されてきた外観の継承を求める。また建物だけではなく境内地等、周囲の景観も含め保存することとし、場所性を損なわないように努める。</p>	朝来市景観条例	①
記念物	<p>生野の歴史、鉾山の自然景観を今に伝える要素であり、現状のまま保存に努める。</p>		②

一般的な構成要素保護ガイドライン			
分類	考え方	関連する規制、法令	届出が必要な行為のうち、該当する報告
建造物	<p>生野鉾山の近代化の中核となった施設であり、重要な構成要素を補完する物件であることから、可能な限り保護に努める。</p> <p>やむを得ず現状変更を必要とする場合は、景観形成基準に照らし、景観を守り伝える観点から、外観に旧来のデザインを踏襲する、後世の改修を旧状に服する等の仕様の配慮を求める。</p> <p>※解体撤去等、次代に引き継がない場合は、記録を作成し、資料として保存を図る。</p>	<p>鉾山保安法</p> <p>朝来市景観条例</p>	<p>①</p> <p>②</p>

記念物	<p>生野鉦山の採掘技術を後世に伝える記念物で、重要な構成要素を補完する物件であることから、可能な限り保護に努める。</p> <p>また今後の活用にあたっては安全確保も必要なことから、住民の生活域に近いところは遮蔽物や柵などの構造物の設置を講じる。</p>	鉦山保安法	②
鉄道・道路	<p>鉦物の輸送形態を後世に伝える構造物であり、重要な構成要素を補完する物件であることから、現在の稼働状況と景観に与える影響の整合を図りつつ、可能な限り保護に努める。</p> <p>ただし、対象物件すべてにおいて生活に密着した物件であることから、その改変については事前の綿密な調整を行う。あわせて地域住民の価値観に合わせた整備の在り方も勘案し、文化的景観保護との整合性を多面的に検討する。</p>	道路法	④
河川	<p>可能な限り現状の河川景観を保存するよう努める。</p>	河川法	⑤
建造物	<p>生野鉦山町の生活文化を今に伝える要素であることを踏まえ、可能な限り保護に努める。</p> <p>やむを得ず現状変更を必要とする場合は、景観形成基準に照らし、景観を守り伝える観点から、外観に旧来のデザインを踏襲する、後世の改修を旧状に服する等の仕様の配慮を求める。</p> <p>※解体撤去の場合は、できる限りの記録を作成し、資料として保存を図る。</p>	朝来市景観条例	②

<p>鉦山 居住施設 関連</p>	<p>鉦山町を構成する特徴的又は典型的な社宅、官舎、寮、郷宿、地役人等の居住施設と位置付けられ、重要構成要素を補完する物件であることから、可能な限り保護に努める。</p> <p>やむを得ず現状変更を必要とする場合は、景観形成基準に照らし、景観を守り伝える観点から、外観に旧来のデザインを踏襲する、後世の改修を旧状に服する等の仕様の配慮を求める。</p> <p>※解体撤去の場合は、できる限りの記録を作成し、資料として保存を図る。</p>	<p>朝来市景観条例</p>	<p>①</p>
<p>その他の 居住施設 ・ 商店等</p>	<p>鉦山町の生活、文化に関連し、形成されてきた景観を示す要素であり、重要構成要素を補完する物件であることから、可能な限り保護に努める。</p> <p>やむを得ず現状変更を必要とする場合は、景観形成基準に照らし、景観を守り伝える観点から、外観に旧来のデザインを踏襲する、後世の改修を旧状に服する等の仕様の配慮を求める。</p> <p>※解体撤去（次代に引き継げない）の場合は、できる限りの記録を作成し、資料保存を図る。</p>	<p>朝来市景観条例</p>	<p>①</p>
<p>信仰施設</p>	<p>生野鉦山によって育まれた生活文化、人々の精神的拠りどころとして営まれ、重要構成要素を補完する物件であることから、可能な限り保護に努める。</p> <p>やむを得ず現状変更の場合、景観形成基準に照らし、景観を守り伝える観点から、外観に旧来のデザインを踏襲する、後世の改修を旧状に服する等の仕様の配慮が求められる。また境内地についても、景観への影響を勘案した配慮を求める。</p> <p>※解体撤去（次代に引き継げない）の場合は、できる限りの記録を作成し、資料として保存を図る。</p>	<p>朝来市景観条例</p>	<p>①</p>
<p>記念物等 橋梁・</p>	<p>生野の歴史や生活文化、鉦山の自然景観を今に伝える要素であり、可能な限り保護に努める。</p>	<p>道路法</p>	<p>② ⑤</p>

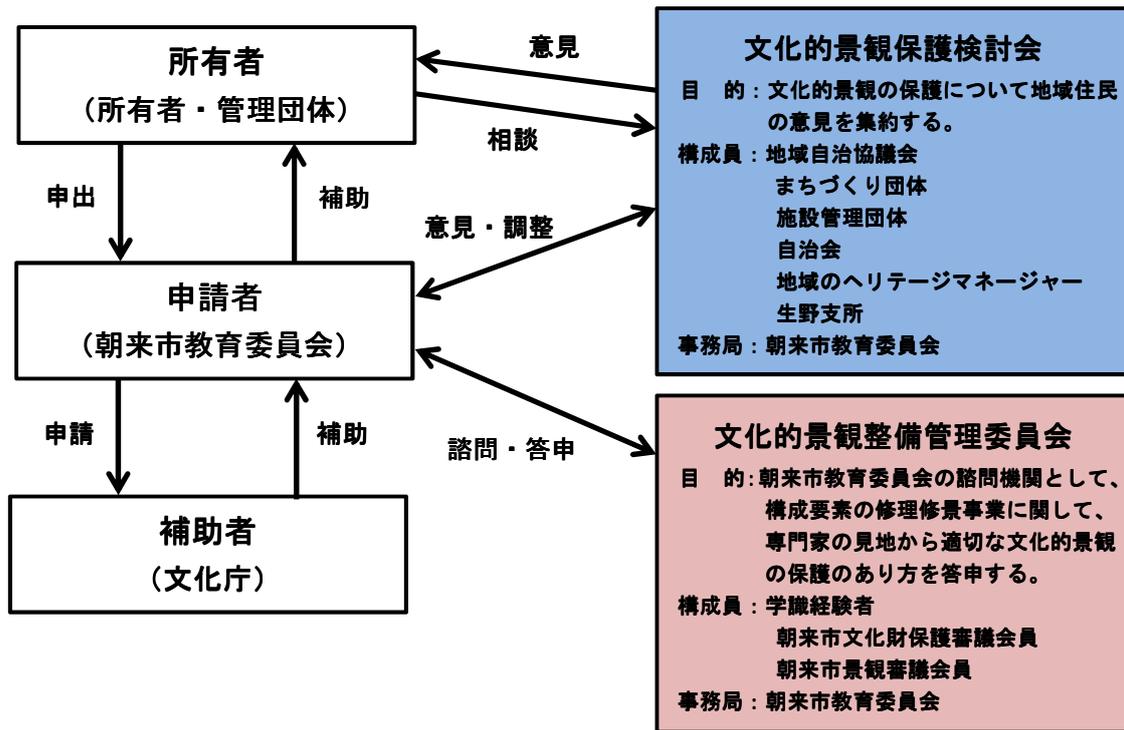
(2) 重要な構成要素の修理等

①重要な構成要素の修理等

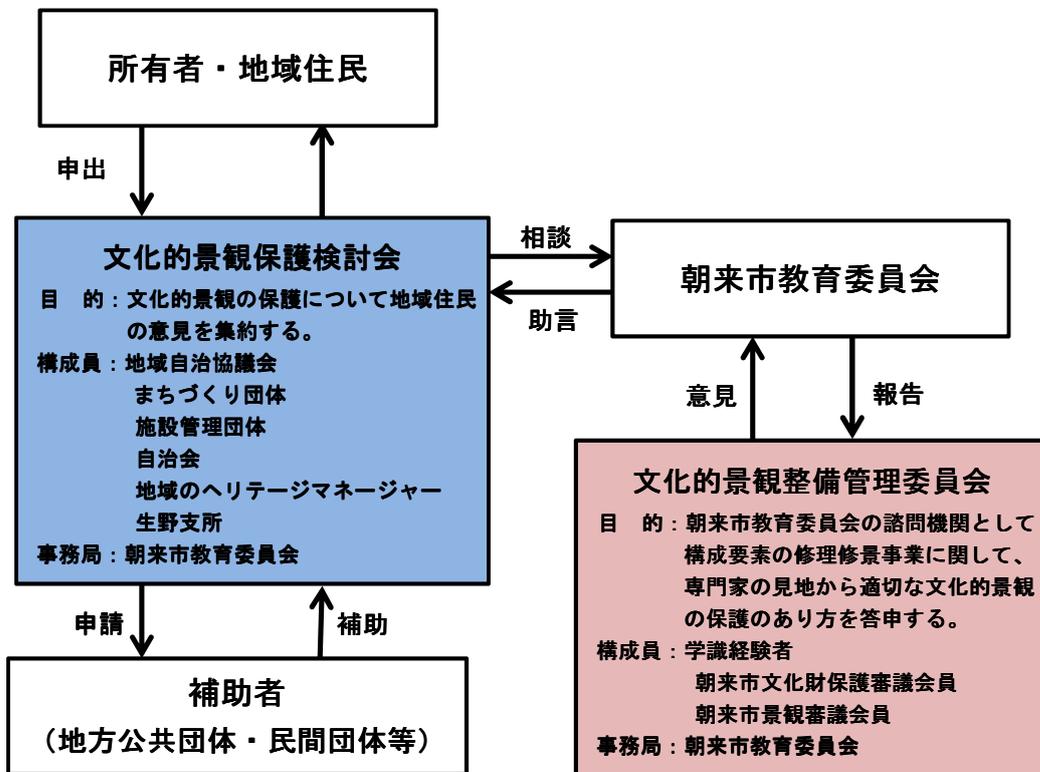
重要な構成要素の保存にかかる復旧修理及び修景等工事、耐震診断等の建物診断について、必要に応じて文化財保護法第 141 条 3 項にある文化的景観保護推進事業国庫補助を活用し実施する。

【実施の手順】

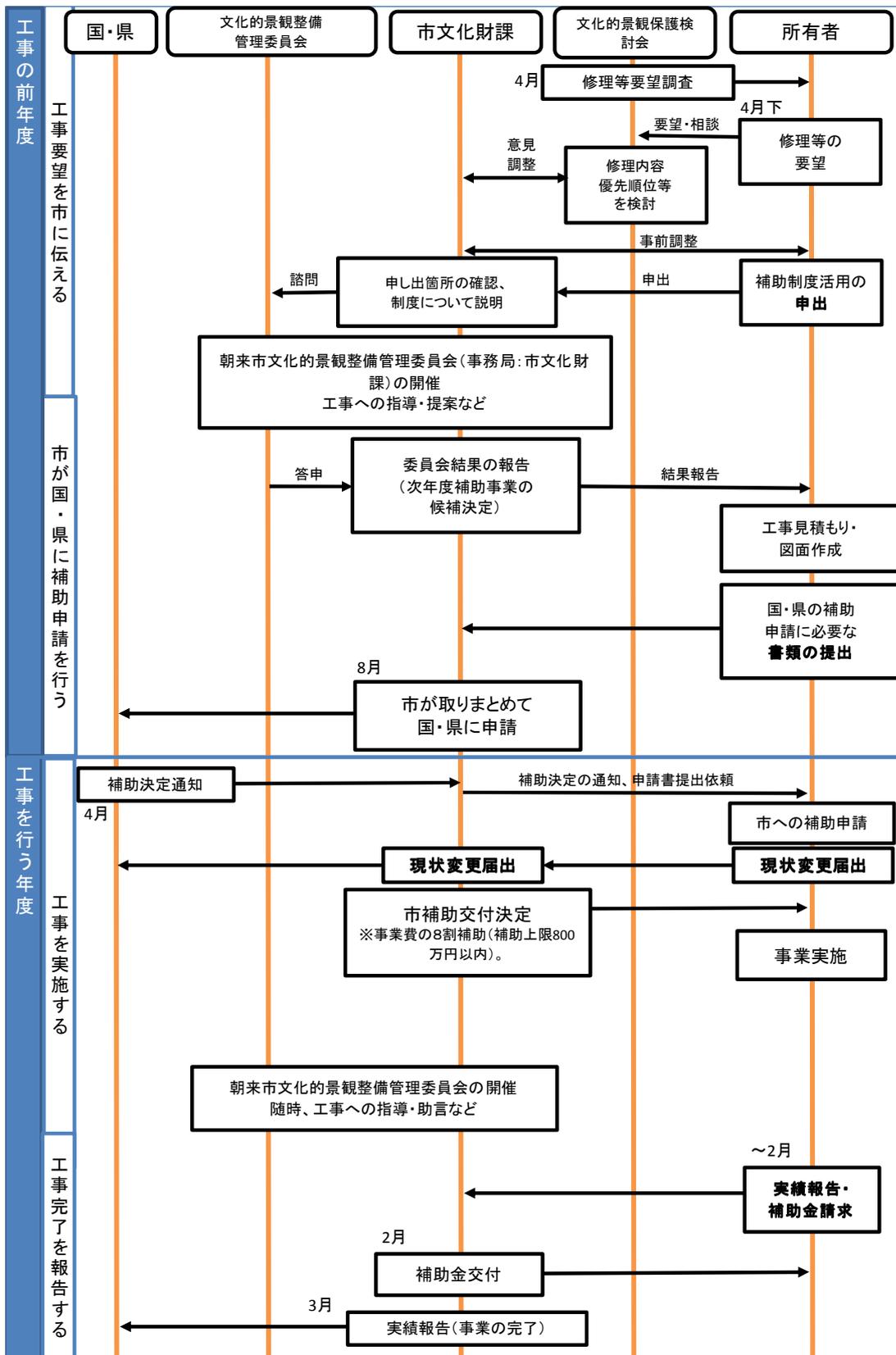
- 1 重要な構成要素の所有者・管理団体は、事業実施の前年度の 4 月中に、工事の要望を地域住民による文化的景観保護検討会（8 実施体制参照）に伝え、検討会と相談し、事業を実施する重要な構成要素の工事内容、文化的景観に与える影響等に関する協議を行う。
- 2 文化的景観保護検討会は、重要な構成要素の所有者とともに工事内容や方法等について検討し、朝来市教育委員会に意見を求める。また、必要に応じて所有者と教育委員会での事前協議を促すなど、事業の円滑な実施に向けた調整を行う。
- 3 重要な構成要素の所有者・管理団体は、朝来市教育委員会に修理及び修景工事の補助制度活用 of 申出を行う。
- 4 申出を受けた朝来市教育委員会は、所有者からの申出内容について、朝来市文化的景観整備管理委員会（8 実施体制参照）に諮問する。
- 5 朝来市文化的景観整備管理委員会は、学識経験者・朝来市文化財保護審議会委員・朝来市景観審議会委員等で構成され、事業が文化的景観に与える影響を審議、工事内容や方法等を決定し、その結果を朝来市教育委員会へ答申する。
- 6 朝来市教育委員会は答申を受けて、適正と判断された申出の事業について国庫補助申請の対象とする。
- 7 朝来市教育委員会は、対象事業を取りまとめ、国へ補助申請を行う。
- 8 国の決定通知を受けて、事業を実施する。



重要な構成要素の修理等工事 補助申請にかかる関係図



構成要素等におけるその他の保護事業 補助申請にかかる関係図



国庫補助申請フロー図

②対応を要する重要な構成要素の保存

購買会・鉱山食堂・倉庫（以下、「旧購買会という」。）や旧海崎医院については、全部又は一部倒壊の危険性が高く、かつ鉱山と鉱山町を象徴する重要な構成要素であり地域住民の関心も高いため、優先的に保存及び活用の具体化を進める。鉱山労働者の生活や鉱山町の生活を現在に伝える要素として、それぞれの役割や特徴を活かしたガイダンス施設として活用を図る。重要文化的景観の回遊拠点施設として改修を行うとともに、事業を展開するうえで、適切な管理体制を確立するため、公有化も検討する。

明治期に建てられた医院である海崎医院についても、鉱山町の歴史や文献資料を収集し、これまでの地域活動の展示施設として活用する。

【参考】重要な構成要素において想定される整備の例

例1：旧購買会 【A12】（太盛地区）

概要

太盛地区にある「旧購買会」は、鉱山職員のために造られたスーパーマーケットの先駆的な形態であり、日常生活用品、食料品等、様々なものが販売された鉱山町の生活を担う施設であった。また、鉱業の中心地であった鉱山本部の正面に位置している。



事業内容

文化庁の文化的景観保護推進事業国庫補助を利用し、重要文化的景観を理解するため活用を目指す。重要文化的景観選定範囲の回遊を推進する中核施設として、採掘から製錬、運搬に至る鉱業技術を紹介するガイダンス施設として整備する。

例2：旧海崎医院 【B32】（口銀谷地域）

概要

「海崎医院」は、明治期に建てられた和洋折衷の特徴を有した施設であり、病院の多かった鉱山町で現在まで継承され、医院として地域の生活を見守ってきた鉱山町の象徴的な要素である。JR生野駅と「生野まちづくり工房井筒屋」の中間地点にあり、観光客の町歩きをさらに促進する観点からも有効である。



事業内容

昭和の頃の町の様子を写真や映像で紹介し、閉山後の地域の景観保護活動、まちづくり活動等の成果を展示する施設として整備する。文化庁の文化的景観保護推進事業国庫補助を活用し、修理を行う。

③重要な構成要素の文化財指定等

重要な構成要素のうち、調査の進展等によって構成要素そのものの価値が認められたものについては、国及び地方公共団体の文化財指定を行い、適切な保護を図る。

(3) 一般的な構成要素の保護

一般的な構成要素については、重要な構成要素への追加を進めていくほか、重要文化的景観を保護していくための修理等の保存と、地域活性化事業等への活用を積極的に実施する。

①重要な構成要素の追加

一般的な構成要素等のうち、調査の進展等によって重要文化的景観を継承していくうえで欠くことのできない要素と判明したものについては、所有者の同意を得るなど条件を整え、重要な構成要素への追加を行う。朝来市景観計画に定めがなく、朝来市景観形成補助金の対象外となる共同井戸、会所、間歩、のみ跡等から調査、検討を進める。

②一般的な構成要素の修理等

文化財保護法141条3項の規定では現在のところ、構成要素の管理、修理、修景又は復旧に限定される。一般的な構成要素については、価値を整理したうえで活用していく必要がある。そのため、地方公共団体や民間団体等、その他補助事業を活用する。

i) 鉱山関連居住施設・その他の居住施設・商店等・信仰施設

鉱山関連居住施設・その他の居住施設・商店等・信仰施設に該当する一般的な構成要素の修理等については、朝来市景観計画で定める景観形成基準に則り実施する。朝来市景観形成補助金などを活用しながら、修理等を実施する。

ii) 建造物・記念物

朝来市景観形成基準に定めのない建造物・記念物などの構成要素については、修理等が必要になった場合は朝来市教育委員会と協議を行い修理を実施する。地方公共団体や民間団体等による補助事業を活用する。

iii) その他（グラウンド等）

現状維持に努める。修理等が必要になった場合は、朝来市教育委員会と協議を行う。

③一般的な構成要素等の活用

文化的景観の保護に資する一般的な構成要素等の活用事業、及び文化的景観の維持につながる活用・普及啓発、継承等にかかる住民活動については、地方公共団体や民間団体等による補助事業を活用して実施する。補助申請は所有者又は管理者が直接行う。

【実施の手順】

- 1 市教育委員会は、補助事業実施の前年4月に、文化的景観保護検討会を通して、一般的な構成要素等の所有者又は地域住民に対し保存活用等の事業要望調査を実施する。
- 2 事業を実施しようとする所有者又は地域住民は、文化的景観保護検討会に事業内容と補助制度の活用について事前に申出を行う。
- 3 申出を受けた文化的景観保護検討会は、内容を検討したうえで、補助申請に向けた

調整を行う。

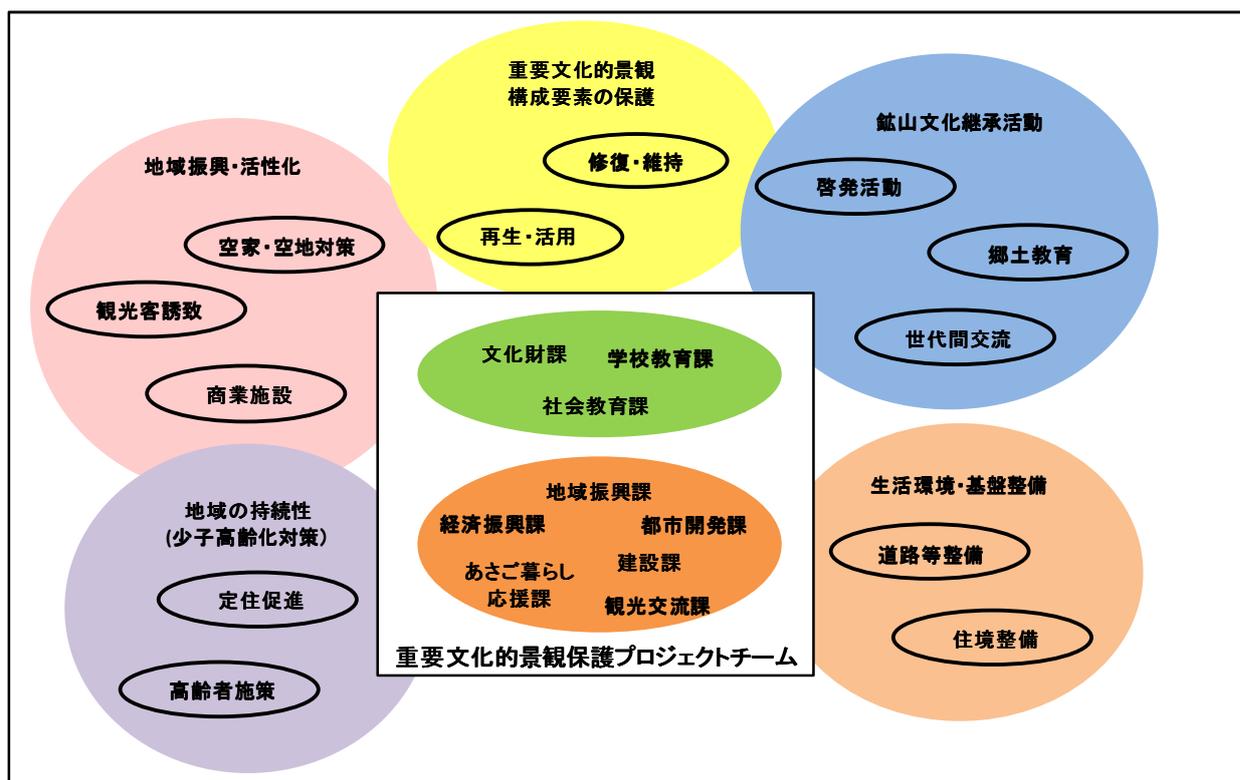
- 4 文化的景観保護検討会は、申出者に対して、方法、文化的景観に与える影響について朝来市教育委員会に意見を求める。
- 5 朝来市教育委員会は、事業内容が文化的景観に影響があると判断した場合、朝来市の関連部局と連携を図るとともに、文化的景観整備管理委員会に報告し、事業の円滑な実施に向けて支援する。
- 6 文化的景観保護検討会は、対象事業を取りまとめ、申請窓口へ補助申請を行う。

6 関連部局との連携による景観保護

朝来市の関連部局、地方公共団体、民間団体等と連携を図りながら、空家の改修、空地の修景、移住定住促進等、文化的景観の持続的な保護に関連する取組みを実施する。また、観光促進に向けて文化的景観を回遊するルートの設定や案内看板、ガイダンス施設の整備、構成要素を活用した文化的景観の普及活動に取組むほか、文化的景観を継承する住民活動を積極的に支援していく。

①庁内連携組織「(仮称)重要文化的景観保護プロジェクトチーム」での情報共有

重要文化的景観の普及啓発、郷土教育等に係る小中学校での地域学習や生涯学習・市民活動支援等の教育委員会による事業のほか、空家の店舗等改修、移住定住促進、空地の植栽や公園化等の事業を担当する関連市長部局や地方公共団体等との連携を積極的に図り、重要文化的景観の持続的な保護にむけた取組みを行う。それらの取組みを効果的に実施していくため、それぞれの担当部局との庁内連携体制「(仮称)重要文化的景観活用プロジェクトチーム」を組織し、年度計画、予算編成時等に事業内容を共有し意見交換を図るため、「重要文化的景観保護庁内会議」を開催する。



重要文化的景観保護のための庁内連携図

②奥銀谷地区街なみ環境整備事業を活かした便益施設等の整備

都市開発課による、奥銀谷地区街なみ環境整備事業により、奥銀谷地区の住環境の整備、景観の向上、観光客誘致のための環境整備を実施する。奥銀谷地区のもつ鉱山労働者の居住区としての佇まいや、間歩、“ひ”等の鉱山採掘を象徴する構成要素の活用、便益施設の設置等を実施する。

具体として、町なかの道路の美装化や修景整備、公衆トイレ及び駐車場の設置、間歩等の案内板の設置等を実施する。期間は平成32年度まで、第2次計画として37年度まで継続する予定。道路の美装化については、町歩きを意識し、鉱山町の佇まいの観光を誘導するものとして、また案内板は、教育委員会が設置する重要な構成要素等の案内板・説明板とデザインを統一するよう調整していく。

また、鉱山輸送の一手段として造られた「トロッコ道」は、落石等の危険性が非常に高く、鉱山保安法による安全面の確保が必須であり遊歩道としての整備が難しいため、現状としては対岸から“ひ”や間歩とともに見学スポットとして整備する。



口銀谷地区街なみ環境整備事業によって整備されたカラミ石公園（口銀谷地域）

③重要な構成要素を活かした移住定住促進

あさご暮らし応援課では、人口減少社会に対する取組みを重要施策として移住希望者とのマッチング事業や移住者起業支援事業など、移住定住促進に関する様々な取組みを実施している。口銀谷地域の重要な構成要素である山師の邸宅であった「SUMCOクラブ」などが移住定住に活用する資産の候補として挙げられる。

また、あさご暮らし応援課では平成28年度から、地域で活動することで朝来市に愛着を持ち、将来を切り開く「朝来市創生推進人財育成プロジェクト」を実施しており、生野地域のプロジェクトを、文化的景観の次世代への継承事業と位置づけして連携する。



「朝来市創生推進人財育成プロジェクト」活動発表会チラシ

④重要な構成要素等の空家の店舗改修

経済振興課による空家、空施設を利用した創業者支援事業を文化的景観の保護と連携して推進する。外観を、朝来市景観計画による景観形成基準に則した改修とし、町割りの維持とまちなみの連続性を維持するとともに、新たな働く場を創出することで、営みを継続させる。都市開発課による空家調査の結果や、朝来市商工会の起業希望情報等とも情報を共有し、重要文化的景観選定範囲内での起業マッチングに文化的景観の構成要素を活かすなど、連携して事業を展開する。

朝来市にぎわい創出事業

担当課：市長公室経済振興課

内容：空家、空施設を利用して、新たに店舗を開始する際の下記の項目について補助を行う。

- 1 空家又は空店舗の内装工事、外装工事、電気、給排水、ガス工事に要する経費
- 2 空家又は空店舗の賃借料
- 3 空家又は空店舗の購入に係る経費

⑤重要な構成要素等の地域交流施設等への改修

古民家再生促進支援事業は、築50年以上の古民家を再生し、地域交流施設等として活用する事業への支援メニューで、兵庫県住宅政策課が実施している。

市の窓口である都市開発課と連携し、鉾山職員社宅である重要な構成要素「寺の上社宅」を活用した宿泊体験施設等への改修等に活用していく。

宿泊施設の運営主体には、朝来市商工会を介して市内の旅館経営者と調整を行う。



「古民家再生促進支援事業」チラシ

⑥植栽による空地、街路の修景整備

兵庫県県民まちなみ緑化事業を活用し、空家の取り壊しによって増加する空地に植栽を行うことで、景観の維持と住環境の向上を図る。また、街路に沿って植栽を行うことで、町割りの意識醸成を図る。

教育委員会は、各自治会を通じて地域住民に情報提供を行い、当事業の活用を推進を図る。植栽には、生野鉦山に関係が深く、NPO法人いくのライブミュージアムが普及に努めている「シスレーのバラ」を活用する。空地のバラ園化のほか、サツキやツツジ、市の花であるサクラなどを道路に面した箇所に植栽し、修景整備を行う。



地域住民による「シスレーのバラ」の植栽

(4) 災害復旧に関する計画

基本的に事前の建物診断や構造補強等の保護を先行させることが前提となるが、災害により対象となる構成要素が毀損された場合は現状復旧とする。被災の状況や構成要素の規模、特徴などを踏まえ、国、県、地域住民等と連携して復旧支援を行う。

被災状況等とともに文化的景観に及ぼす影響を速やかに把握し、構成要素については文化財部局が中心となって復旧に努める。復旧にあたっては、他部局と連携して、地方公共団体等の災害復旧支援制度も活用しながら、出来る限り速やかな復旧に取り組む。

(5) 管理に関する計画

朝来市教育委員会と文化的景観保護検討会が定期的な会合を持ち、構成要素の状態や地域活動の実施状況、効果、住民の文化的景観に対する意識変化などの情報共有を行う。全体の把握は教育委員会が行い、地域の変化等に関してはそれぞれの住民団体が担う。意識調査、事業効果等については、定期的な住民向けアンケート、観光客向けアンケートの実施によって把握する。また、住民団体による地域住民への聞き取り調査も利用する。

住民団体との意思共有によって文化的景観の本質的価値と地域の認識の整合を図り、整備計画の見直しを視野に入れながら運営管理を進める。

(6) 回遊計画・動線計画

朝来市では、観光基本計画において「価値創造型観光」の推進を掲げ、地域の日常の暮らしや文化の体験、地域住民とのふれあいを通して、日常の中の非日常を観光客に楽しんでもらうことを方針としている。

山師の邸宅や鉱山社宅等の鉱山由来の街並みの散策、選鉱製錬施設群や生々しい採掘跡、坑口の見学によって、現在では縁遠いものになっている鉱山と鉱山町を体感し、鉱山町で暮らす人々の日常風景、生活文化をゆっくりと楽しんでもらうため、町歩きやツーリングに主眼を置いた観光動線を確保する。

①自動車（個人、大型バス）での来訪

- i) J R 生野駅西口及び口銀谷の観光駐車場から、徒歩およびレンタサイクルによって口銀谷の町並みに誘導し、景観の魅力を活かした観光を促進する。実施・運用にあたっては、地域の魅力を伝えるため住民によるまちなみガイドと連携する。
- ii) 奥銀谷地区に観光用駐車場を整備し、奥銀谷のまちなみを観光しながら、生野銀山に訪れるルートを整備する。駐車場が景観を阻害しないよう配慮が必要である。

② J R 等公共機関での来訪

J R 生野駅西口から、徒歩およびレンタサイクルによって口銀谷の街並みに誘導し、景観の魅力を活かした観光を促進する。実施・運用にあたっては、地域の魅力を伝えるため住民によるまちなみガイドと連携する。

①、②ともに既存のウォーキングルートを活用するとともに、地域住民と協働して景観の魅力を感じる新たなルートを開発する。

(8) 便益施設に関する計画

①既存施設の活用

口銀谷地区にはすでに、「生野まちづくり工房井筒屋」、「口銀谷銀山町ミュージアムセンター」、「生野鉱山職員社宅」（すべて重要な構成要素）が整備されている。

i) 生野まちづくり工房井筒屋【B17：旧吉川家住宅】

江戸時代から続く山師の住居を、鉱山町の拠点施設として企画設計段階から住民が関与し改修した最初の事例である。生野のまちづくりの拠点施設として活用されており、現在も、地域住民の手によって管理運営が行われている。「銀谷のひな祭り」や「銀谷のわらべ」等のイベントも開催している。



ii) 口銀谷銀山町ミュージアムセンター【B18：旧浅田家住宅】

昭和期の有力者であった浅田養蔵の邸宅等を改修し、地域住民の会合や集会のための貸し施設として整備した。トロッコ道沿いに位置し、銀谷祭りの会場に使われるなど、地元住民の憩いの場として利用されている。



iii) 生野鉱山職員社宅【B13：甲7, 8, 9, 19号社宅及び土塀、カラミ土塀】

生野鉱山職員社宅「甲社宅」を改修し、生野出身の俳優、志村喬の紹介や遺品の展示スペースと、社宅での鉱山職員の生活を時代ごとに再現した観覧スペースを設け、観光客向けの観光施設として機能している。



②新規ガイダンス施設の整備

現在、重要文化的景観の選定範囲内における拠点施設は口銀谷地区の北部に集中しているため、他の地区においても構成要素を活用し、それぞれの地区における文化的景観の特徴を示す拠点施設を整備する。

口銀谷地区には上記の通り、既存の3施設が存在しているが、いずれもJR生野駅から離れており口銀谷地域の町なか観光の拠点となりにくいため、JR生野駅と3施設のちょうど中間にあり、重要な構成要素である「旧海崎医院」の整備検討を開始する。「旧海崎医院」は現在空家になっている和洋折衷の建物で、明治期の生野における建築技術の高さを現在に伝える要素であり、地域活動を伝える施設として活用することで、後世に継承することを目指す。

奥銀谷地区では、空家となっている、かつて鉱夫が生活していた住居を活用し、休憩スペース及び鉱夫たちの生活の様子を展示する施設として整備する。

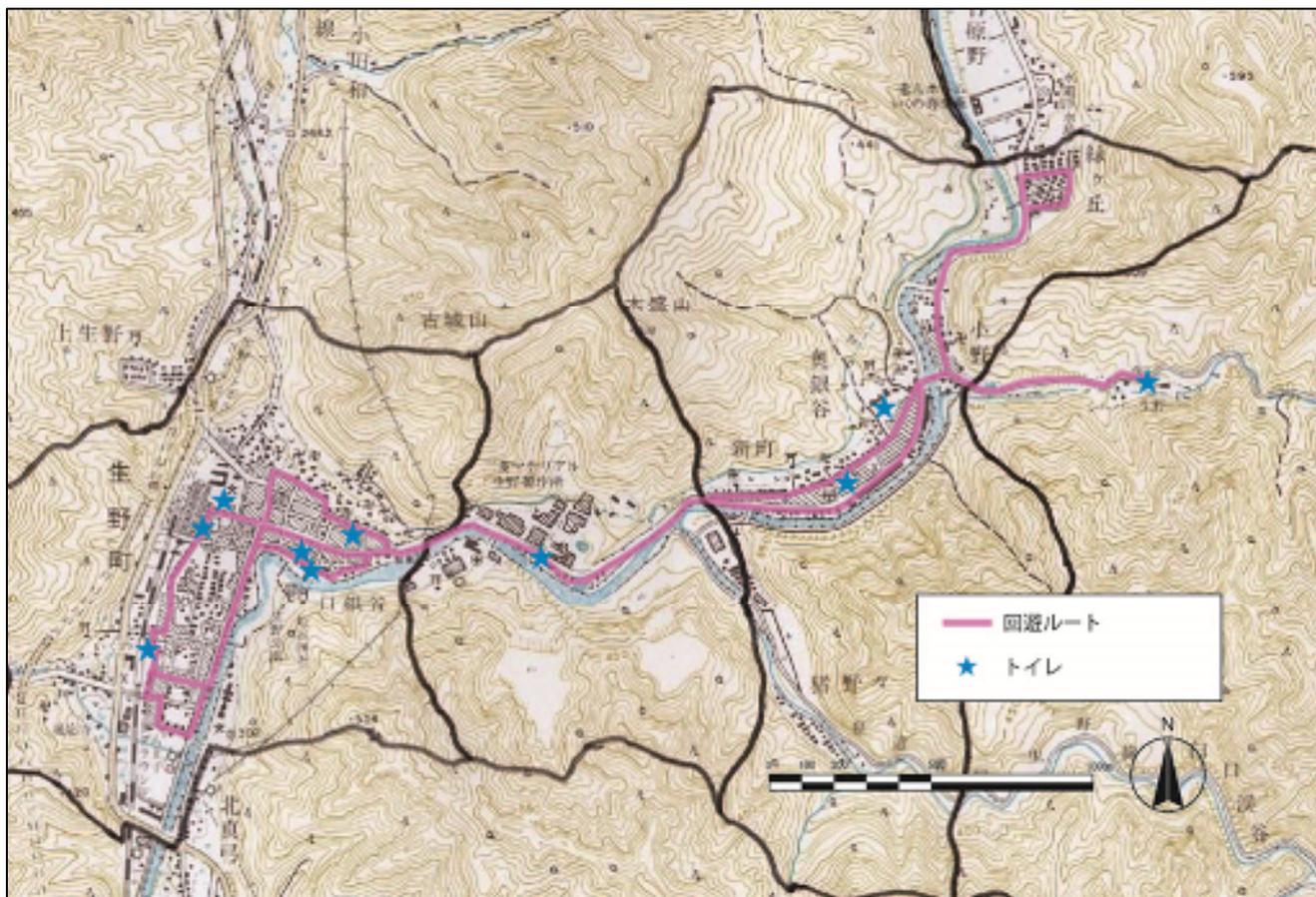
また太盛地区では重要な構成要素である生野鉱山本部の旧購買会について、活用に向けた検討を開始する。

③町歩きに必要な整備

町歩きを推進するため、安全なルート、トイレ等の便益施設の充実が必要となる。ルートについては、既存の町歩きルートを活用しながら、新たなルート開発を行う。

また、トイレの充実については、奥銀谷地域の「街なみ環境整備事業」において、公衆トイレの設置が計画されている。

観光ルート及び公衆トイレ位置図



(9) 構成要素等の活用・普及啓発

構成要素等を活用した重要文化的景観の市内外への普及啓発、次世代への継承を目的とした小中学校等での郷土学習を朝来市教育委員会が主体となり展開する。

①景観の魅力、資源を活かしたシンポジウムの開催

教育委員会が主体となり、地域住民が文化的景観の価値を理解し、地域の営みとともに守り伝えようとする機運を高めるため、講演会、シンポジウムを開催する。文化財保護、観光振興、まちづくりなど、文化的景観を生み出してきた鉦山町の価値を共有するためのテーマを設定し、毎年1回開催することで、地域の定例行事に位置づける。

実施時期：2～3月

②構成要素の見学会

普段、鉦工業用地として稼働しているため一般者の立ち入りが禁止されている場所にある構成要素を、社員による解説によって見学できる「三菱マテリアル(株)生野事業所の特別公開」事業を開催する。教育委員会の主催で、現在は毎年1回、銀谷祭りに合わせて開催しているが、企業と調整を図り回数の増加やテーマを絞った見学会など発展的に継続していく。

実施時期：9月（銀谷まつり同時開催）

またそのほかに、構成要素を巡りながら、自らが文化的景観の魅力を発見し、参加者と共有するウォーキング見学会も実施する。



特別公開の様子

調整中の内容

- ・特別公開時の公開施設の増加
- ・休業日である土日曜に限定し、見学頻度の増加
- ・間歩、残滓堆積場（ズリ山）について、安全性を調査、確保したうえで、人数を限定し、社員同行のもと見学する。

③教育機関での文化的景観の啓発

鉦山採掘が終了した生野において、鉦山と鉦山町の景観を地域の誇りとして継承していくため、小・中学校、高等学校において、鉦山町の個性から景観の価値を学び、受け継ぐ意義を伝える取組みを展開する。

生野小学校では、各地の鉦山で歌われた石刀節に生野独自の歌詞をつけ発表したり、地域学習において昭和30年代の鉦山町の様子を聞き取りによって調査し、まとめるなどの体験学習が展開されている。これらと連携して、文化財課職員や採掘が行われていた頃を知る住民が学校を訪れ、当時の様子や思い出を語る授業を実施する。



生野小学校児童による石刀節の発表

(10) 広域的な活用に関する計画

①市内文化財の一体的な活用

朝来市歴史文化基本構想において示しているように、「神子畑鑄鉄橋」や「神子畑選鉱場跡」、「竹田城跡」など、生野鉱山と関わりが指摘される市内文化財を一体的に包括し、歴史背景や関係性、当時の動向などをテーマとして朝来市生野書院や埋蔵文化財センターで特別展示を通じて地域の誇りを共有し、市内外に情報発信を行う。

②「銀の馬車道 鉱石の道」との連携

鉱山採掘に必要な物資を輸送するために造られた、播磨の飾磨港と生野を結ぶ「銀の馬車道」と、生野鉱山をはじめとする南但馬の鉱山群をつなぐ「鉱石の道」は、鉱山が育んだ広域の文化のシンボルとして広域交流・地域活性化に活かす取組みが進められてきた。

道がつなぐ周辺市町が連携し、日本遺産をめざしているが、「生野鉱山及び鉱山町の文化的景観」はその中核をなす資産として、明治期の日本を支えた鉱工業が生み出した技術と、鉱山によって発展した町並み、生活文化を体感できる地域として周辺の鉱山関連資産と連携した活用を図る。



「銀の馬車道 鉱石の道」エリア図

③全国の鉱山町との連携

全国に所在する鉱山町は、それぞれ独自の文化を育んでいる。これらを共有することで、日本における「鉱山が果たした役割」を広く共有し、資源大国として名を馳せた歴史における認知を高める必要がある。歴史的な鉱山の実態や、鉱山町を活かしたまちづくり手法などをテーマとしたシンポジウムを共同開催することで、地域の誇りを実感する機会とする。歴史的知見はもとより、適切な修景整備や活用手法の情報交換も行う。

連携の相手先として、近代化にあたり生野の採掘技術が持ち込まれた愛媛県新居浜市の別子銅山、生野と同じ外国人技術者が技術指導を行った秋田県阿仁銅山など、関連の深い歴史的鉱山と連携し、広域的な情報発信を実施する。

7 住民との協働による調査、継承活動への支援

文化的景観の実態を明らかにするためには、さまざまな観点から調査を継続する必要がある。地域の生活とともに育まれた文化的景観の価値は多様で、調査実施から成果の共有まで、可能な限り地域住民との協働による展開が求められる。また地域住民・団体が実施する重要な文化的景観の継承、普及啓発に関する活動は、文化的景観を保護するうえで不可欠な取り組みである。

朝来市及び朝来市教育委員会は、地域住民と協働した調査を進め、地域住民が主体となる継承活動について適切な助言や情報の提供を行うとともに、持続的な支援のあり方について検討する。

①古文書調査

歴史的鉱山の実態を明らかにするため、朝来市教育委員会・大学と連携した地域住民による古文書調査を継続し、地域の手による文化的景観の歴史的価値を解明し、地域の誇りの醸成に寄与する機会として展開する。

②景観向上のための調査

景観の意味を、地域住民が暮らしの中から理解するため、地域の祭りや鉱山町で行われている日常生活や祭礼行事について、朝来市教育委員会が大学と連携して学術的な観点から価値の整理を支援し、記録の作成など後世に伝えるため取組む。

③住民誌等の発行

地域の住民団体は現在、採掘が行われていた当時の風景写真や動画などの収集・整理、生野の文化的景観の魅力や地域活動等を紹介する情報誌「いぶし銀」の発行、ホームページ作成等を実施している。朝来市教育委員会において、これらを文化的景観の継承活動として、情報提供や、広く地域外への情報発信を展開していく。



住民誌「いぶし銀」

④住民団体による文化的景観の啓発事業、伝統文化の啓発活動

鉱工業が活発であった昭和30年代を再現した「銀谷祭り」、鉱夫たちに思いを馳せる「へいくろう祭り」、鉱山町の町並みを彩る「銀谷のひな祭り」等の文化的景観の啓発事業、「生野踊り・生野昔踊り」や「生野秋祭り」等の伝統行事の継承、「見石引き」や「山神祭り」等、鉱山町の特徴的な伝統行事の復活にかかる取組みについて、文化庁の「文化遺産総合活用推進事業補助金」等、地方公共団体や民間団体の補助事業案内及び活用を促す。



「銀谷祭り」の様子

⑤住民団体による鉱山町を活かした食文化の普及、開発

鉱山と鉱山町が発展していく過程において持ち込まれ、生野の味として定着している「生野ハヤシライス」や、坑道内で熟成させた「ワイン」、江戸時代、鉱夫たちの毒消しとして盛んに飲まれたお茶を復活させた「生野紅茶（コワニェティー）」等、鉱山町の生活を体感できる食文化の普及活動、新規開発の取組みについて、朝来市教育委員会、生野支所による情報発信等の支援を行う。



「生野ハヤシライス」



「コワニェティー」

8 実施体制

①朝来市文化的景観整備管理委員会

位置づけ

朝来市文化的景観保護条例によって定められた、重要文化的景観選定範囲内における構成要素の保護にかかる修理、修景工事について、適切な事業を実施するための専門家による諮問機関。

目的

重要文化的景観選定範囲内で行われる修理修景事業に関して、専門家の見地から文化的景観の保護に資する事業であるかを判断し、朝来市教育委員会に答申する。適切な文化的景観の保護継承を推進する。

会の構成

学識経験者、朝来市文化財保護審議会委員、朝来市景観審議会委員

事務局

朝来市教育委員会

②文化的景観保護検討会

位置づけ

地域住民、住民の代表者等、年齢・立場の様々な住民が横断的に集まり、文化的景観の保護について、地域住民の意識を踏まえ、地域づくりの観点から意見を集約し、朝来市教育委員会と調整を図る住民組織。

目的

- ・ 文化的景観の保護にかかる事業について、地域住民の暮らしを受け継ぐ観点から、文化的景観の保護に主体的にかかわる。
- ・ 修理を行う構成要素の順番、優先順位の検討を行う。
- ・ 重要文化的景観と住民生活の将来像を検討、実行していく。

会の構成

各地域自治協議会、まちづくり団体、施設管理団体、地元自治会の代表者、地域の兵庫県ヘリテージマネージャー、生野支所職員

事務局

朝来市教育委員会

9 整備事業計画

分類	事業名	実施主体	年度スケジュール										備考		
			H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38			
重要な構成要素の保護	重要な構成要素修理等(間接補助)	所有者												景観保護組織において整備内容の検討
	対応を要する重要な構成要素の保存	所有者 朝来市教委												鉱山と鉱山町を象徴する重要な構成要素であり、保存及び活用の具体化
	重要な構成要素の文化財指定等	朝来市教育委員会												資産そのものの価値が認められたものについては、国及び地方公共団体の文化財指定
一般的な構成要素の保護	重要な構成要素の追加	朝来市教育委員会													要素の調査、住民合意
	一般的な構成要素の修理等	所有者													市単独での支援、その他補助事業の活用
関係部局の連携による景観保護	庁内連携組織での情報共有	朝来市教育委員会													重要文化的景観の保護にかかる庁内担当部局によるプロジェクトチームを発足、情報共有を図る
	奥銀谷地区街なみ環境整備事業を活かした便益施設等の整備	朝来市教育委員会				→	→	→	→	→	→	→	→	→	都市開発による街なみ環境整備事業と連携する。奥銀谷地区の住環境の整備、景観の向上、観光客誘致のための環境整備事業
	重要な構成要素等を活かした移住定住促進	朝来市教育委員会													移住希望者とのマッチング事業や移住者起業支援事業など、移住定住促進に関する様々な取組みを実施
	重要な構成要素等の空家の店舗改修	朝来市教育委員会													朝来市にぞっぴり創出事業を活用した空家、空施設の創業者支援事業
	重要な構成要素等の地域交流施設等への改修	朝来市教育委員会													古民家再生支援促進事業による、古民家を再生し、地域交流施設等としての活用
	植栽による空地、街路の修景整備	朝来市教育委員会				→									兵庫黒黒民まちなみ緑化事業による、空地の公園、街路の緑化
災害復旧に関する計画	朝来市教育委員会														被災状況等とともに文化的景観に及ぼす影響を把握し、構成要素については文化財部局が中心となって復旧
管理に関する計画	朝来市教育委員会														構成要素の現状や地域活動の実施状況、効果、住民の文化的景観に対する意識変化などの情報共有
回遊計画・動線計画	自動車(個人、大型バス)での来訪	朝来市教育委員会													JR生野駅西口及び口銀谷の観光駐車場からの回遊、奥銀谷地区観光利用駐車場の整備
	JR等公共機関での来訪	朝来市教育委員会													JR生野駅西口から、徒歩およびレンタサイクルによって口銀谷の街並みに誘導
案内・解説施設に関する計画	重要な構成要素の案内板・説明板の設置	朝来市教育委員会													鉱山町の特徴を活かした構成要素の案内看板の設置
便益施設に関する計画	既存施設の活用	朝来市教育委員会													既存施設の管理、活用
	新規ガイドランス施設の整備	朝来市教育委員会												重要な構成要素を活用した文化的景観がガイドランス施設等への整備
	町歩きに必要な整備	朝来市教育委員会													町歩き促進の観光ルートの設定、啓発、街なみ環境整備事業における公衆トイレの整備
構成要素等の活用に関する計画	景観の魅力、資源を活かしたシンポジウムの開催	朝来市教育委員会													景観の価値を知り、資源を活かした営みを継続するためのシンポジウムの開催
	構成要素の見学会	朝来市教育委員会													三菱マテリアル(株)生野事業所等の特別公開の促進
	地域の資産を探るウォーキング事業	朝来市教育委員会													構成要素を巡り、さらなる地域の資産を探し、鉱山と鉱山町の魅力を共有
	教育機関での文化的景観の啓発	朝来市教育委員会													小・中学校、高等学校において、鉱山町の個性から景観の価値を学び、受け継ぐ意義を伝える取組みを展開
広域的な活用に関する計画	市内文化財の一体的な活用	朝来市教育委員会													生野鉱山と関わりが指摘される市内文化財を一体的に包括し、市内外に情報発信
	「銀の馬車道・鉱石の道」との連携	朝来市教育委員会													鉱工業が生み出した技術と、鉱山によって発展したまちなみ、生活文化を体感できる地域として周辺の鉱山関連資産と連携した活用
	全国の鉱山町との連携	朝来市教育委員会												関連の深い歴史的鉱山と連携し、広域的な情報発信
住民との協働による調査、継承活動への支援に関する計画	古文書調査への支援	地元組織													地域の手による景観の歴史的価値を解明し、掘り下げと地域の誇りの醸成に寄与する機会として展開
	景観向上のための調査への支援	地元組織 大学												学術的な観点から価値の整理
	住民誌等の発行への支援	地元組織													文化的景観の継承に資する活動につながるための情報提供や、住民活動を広く地域外へ情報発信
	住民団体による文化的景観の啓発事業、伝統文化の啓発活動への支援	地元組織													鉱山町の特徴的な伝統行事の継続、復活にかかる取組み
	住民団体による鉱山町を活かした食文化の普及、開発への支援	地元組織													鉱山町の生活を体感できる食文化の普及活動、新機開発
実施体制	朝来市文化的景観整備管理委員会	朝来市教育委員会													適切な構成要素の保護にかかる修理、修景工事実施するための専門家による諮問機関
	文化的景観保護検討会	朝来市教育委員会													文化的景観の保護について、地域住民の観点から意見を集約し、市教委と調整を図る住民組織

【資料編】

(1) 生野地域座談会の概要

【座談会開催の経過】

回数	日時	議論のテーマ
開催趣旨説明と 意見聴収	平成 28 年 6 月 21 日 ～7 月 7 日	座談会の趣旨説明 生野地域の現状、想いをヒアリング
第 1 回地域座談会	平成 28 年 7 月 27 日	生野の昔話、鉾山町の自慢について
第 2 回地域座談会	平成 28 年 9 月 2 日	生野のアイデンティティ、郷土愛について
第 3 回地域座談会	平成 28 年 10 月 18 日	生野の将来像について
第 4 回地域座談会	平成 28 年 11 月 10 日	鉾山町の象徴、地域の可能性について
第 5 回地域座談会	平成 29 年 1 月 20 日	文化的景観の保護、地域活性化について
第 6 回地域座談会	平成 29 年 2 月 20 日	整備計画書の確認

【座談会の概要】

全 6 回の地域座談会では、生野において積み重ねられた鉾山町の歴史、景観、文化、風習等について住民の視点から位置づけが整理され、地域への愛着や誇りとともに受け継ぐべき、とする意見が多く出された。鉾山町の景観、文化、記憶を次の世代へ可能な限り残していかなければならないという意見と、それらを受け継いで今後も地域を守り、盛り上げて行きたいという若い世代の意見が交わされ、少子高齢化や人口減少の中で、どこまで活動出来るのかといった不安や諦観など、地域に対する様々な思いが共有された。鉾山町で暮らす誇りをふまえ、文化的景観が鉾山町の象徴であり、これを継承していくことが地域のこれからをつなぐ取組みと合致することも共有された。

【意見詳細】

1 地域住民の生野への思い

イ. 独自性

- ・鉾山で働く人たちは転勤も多かったため、子供たちの転校は日常茶飯事だった。みんな仲が良かったし、いじめなどは無かった。
- ・正月の雑煮など、家によって味付けが全く違っていった。
- ・同じ朝来市内でも、風習や習慣が生野だけ違うことがある。外からの評価によって逆に生野らしさに気づくことができる。他地域との違いを住民が理解するべき。認められることで、誇りや郷土愛が生まれるのではないか。

ロ. 記憶に残る鉾山町を継承したい

- ・鉾山が稼働していたころを知らない若者が、生野にどんな思いを抱きどう考えているのか。また他所から移住してきた人はどう考えているのかももっと聞きたい。
- ・閉山から 40 年が経ち、記憶の中でしか残っていないものも多くある。若い人たちに

話も聞いて知ってもらいたい。

- ・ 景色や村の行事、まつり、風習などをDVDに残そうと進めている。言葉で語り継ぐだけでなく、映像で残していれば、一度無くなってしまっても復活できると思う。
- ・ 若者世代にも、歴史を知り、風習や昔の技術を覚えていこうと考えているものもいる。

ハ. 新しいものを受け入れる風土

- ・ 生野は昔から、新しいものを取り入れて時代の先陣を走ってきた。その精神的文化遺産が住民に受け継がれている。これからも新しいものを取り入れて生きていくのが生野人のやり方ではないか。

ニ. 鉱山資産をもっと活用すべき

- ・ トロッコ道や間歩など、今残っているものでもっと観光客等に見てもらえるように整備していきたい。

ホ. 直面する現実への諦観

- ・ 閉山以降、旧町の時代から色々な取り組みをしてきたが、結局人は減っていくし、古くなった建物も放置状態である。現実は厳しい。頑張っている人、熱い人は一部だけ。
- ・ 何とかしたい思いはあるが、自分たちの生活を守ることで精いっぱいである。
- ・ 人が減っていき、空き家が増えている現状は分かっているが、放置するわけにもいかず、維持する人間もいない。壊してはいけないのか。現実 is 厳しい。
- ・ 井筒屋や甲社宅など良くなったものもあるし、がんばっている人もいるが、一部だけの感がある。

ヘ. 文化的景観への疑問

- ・ 文化的景観に選定されて何が変わる？何が残る？若い世代は興味を感じないのでは。
- ・ 鉱山を知らない世代には、なにをどう受け継ぐか？わからない。不安だけがある。

2 生野のアイデンティティ

- ・ 生野が好きで誇りを持っているのは当然だが、その根底には鉱山が稼働していた時代、生野が一番元気だった昭和30年代の生活や風景が記憶にある。
- ・ 鉱山が稼働していた時期の様子や記憶が景観にあり、誇りや郷土愛につながっている。
 - ① 鉱山を中心とした産業遺産、技術
 - ② 鉱夫たちがもたらした生活様式、芸能、遊びなどの文化
 - ③ 新しいものを受け入れる気質
 - ④ 日本をリードしてきたという自負、自信
- ・ 閉山から40年が過ぎ、鉱山が稼働していた時代を知る人が少なくなる中で、当時の様子を言葉、本、映像…どんな形でも伝えていくことが大切だ。

3 次世代へ残したい思い出

イ. 地元の子供たちと三菱従業員の子供たち

- ・ 鉱山関係者は真明座などの娯楽施設は無料。それ以外の人は有料。鉱山関係者の子供たちにチケットをねだっていた。
- ・ 如水寮を出た人たちが、他の鉱山で役職を上げて、また生野に戻ってきて甲社宅などに住んでいた。その子供たちが賢くて、先生にいつも「地元の子が負けるな！」と怒られていた。
- ・ 5区は管理職などが住んでいたため、昔は5区の子供たちのところへ遊びに行ったら、食卓に見たこともないクッキーが置いてあった。その時だけ仲が良くなった。
- ・ 奥銀谷は長屋が多く、鍵もかけなかったのによその家に勝手に入ったり、遊びに行つてそのまま友達の家で夕食を食べたりしていた。

ロ. 三菱マテリアル中心の社会

- ・ 支庫は、新橋の北側～給食センターのあたり。新橋からまっすぐ行った道が旧駅前通りで、そこをトロッコ道が通っていた。製材所も多くあった。
- ・ 選鉱のための玉をトロッコがたくさん運んでいたのを覚えている。
- ・ トロッコが通るときは遮断機が下りて交通がストップしていた。
三菱関係が最優先だった。
- ・ 支庫の前は材木置き場で、普通の道はなかったように思う。
- ・ マインホール場所は昔、縫製工場だった。
- ・ 今の2区と6区の境のあたり、「如水寮」という三菱の寮があった。猪野々には「力泉寮」があった。知恵を出す人たち（エリート）の寮が「如水寮」で、鉱夫で力仕事をする人たちの寮が「力泉寮」だった。よく名付けられている。
- ・ 大学を出て如水寮に入って、よその鉱山に行つて、係長、課長で生野に帰つてきて、さらに出つて行って、次は工場長として帰ってくる。という流れがあった。
三菱のほかの鉱山（佐渡、尾去沢、北海道、）と比べて、生野が一番都会だったので、役員のお様連中が生野に行きたがったらしい。

ハ. 鉱山町の暮らし

- ・ 家賃、電気代、水道代、風呂も全て無料であったため、電化製品を多く揃えていた。
- ・ 三菱の電気課から電気が来ていた。関西電力ではなかった。
- ・ 本屋がたくさんあったり、今でも朝来市でコンサートなどをすると生野の人は多い。
昭和30年代は生野だけ文化水準が高かったと思う。
- ・ 昔は美空ひばりや島倉千代子など、のちのスターがみんな協和会館でコンサートを開いていた。戦後東京にそういったホールがなく、生野にはあった。
- ・ 生野で売れる食材と、その他地域で売れる食材の品質も全く違った。良質で高価なもの

のが生野で売れるが、その他では全く売れない。といった話があった。

- ・昭和30年代にダンスパーティーがあった。女性が長いドレスを着ていて、他では考えられなかった。
- ・上記の話は三菱の影響だが、三菱の前は、代官が太三味線を演奏していたという話も聞く。三菱の前は江戸の文化、その前は京都の文化が入ってきていた。生野踊りも京踊りに近い動きで、この辺りの踊りとは違う。

二. 次世代へ残すために

- ・全国から集まった人々が暮らしてきた中で、生野にはよそ者や新しいものを受け入れる文化的土壌があった。三菱は産業遺産だけでなく、精神的な遺産も残してくれた。
- ・奥銀谷では、地域の生活文化や伝承、遊びなどを世代ごとに聞き取りながら、最終的に本にまとめたいたいと考えている。
- ・昭和60年代後半に、「昭和30年代と現在の違い」を調べてまとめた本がある。さらに現在を比較すると面白い。
- ・こういった話を、語り継ぐ人が少なくなっている。自分たちも、小学校などで話をしていかなければならない、そんな年齢になったなと思う。
- ・営みがあってはじめて文化的景観が維持できる、と言われたが、確かに建物は修理をすればなんとでもなるが、人から受け継がれる昔の話などは、今聞いておかなければいけない。
- ・昔は月に1回ほど、誰かの家にみんなが集まって飲み会をしていた。その時に世代を超えていろんな話を聞く機会があった。そういったことが出来ないだろうか。
- ・昼夜3交代制勤務ならではの逸話、替え歌など、鉾山町の文化を表現したものが言葉で受け継がれている。記憶を次につなげたい。

4 10年後の生野について

イ. 文化的景観守るために、住んでいる人たちのためのまちづくり

- ・景観を守るためには、住んでくれる人のためにまちづくりをしていこうという考えに発想を変えるべき。昔のまま残して行こう。というのなら、ガバッと全部囲ってしまえばいい。そんなことできないのだから、見るに見かねるものは取り除かざるを得ないのでは。
- ・生野には山や川などもある。それらも生野の景観である。
- ・文化的景観として、本当に全部残さねばならないものばかりなのかという疑問はある。生野は土地が狭く、暮らしを維持するため、壊さざるをえないものもあるのでは。
- ・寺町があるが、檀家が減りお寺の維持自体も難しくなっている。寺町も重要な生野の文化的景観だと思うが、今後、お寺自体の存続も真剣に考えていかなければいけないように思う。

ロ. 住民も観光客も安心できる空間作り

- ・実際に、空き家が放置されて危なくなってきた、地域としても取り壊した方が良くないと思っていたものが最近取り壊された。3ヶ月もすれば逆に壊して良かったと。空間的にもすっきりして良かったと思えている。
- ・海崎医院などは、潰れていく様を見せているのと同じようなこと。文化財であることは理解しているが、町としてどうするか、本当に答えが出ない。
- ・生野は敷地も狭いし、地価もそこまで高くない。空き家の土地を周辺の人が購入して駐車場にするとか、何かに使うことも出来る。
- ・例えば壊して空き地になって、それがただ荒地のようにほったらかしであれば、生野に来た観光客や他所から来た人が、「こんなところには住みたくない」と思ってしまう。少しでも花を植えるとか、公園にするとかすれば、それを見た人が「住みたいな。」と思ってくれるかもしれない。どこでも花が見られるとか。
- ・シルバー生野へのお客さんの1割でも、奥銀谷の街並みを散策してもらえようになれば、地域住民が前向きに考えてくれるようになるのでは。たとえば大型バスが奥銀谷地域の途中で止まって、歩いて地域を散策しながら生野鉾山に向かうコースができれば、まちと鉾山が一体化する。

ハ. 住民が住み続けるための支援を

- ・空地に花を置いたり、公園化したりするために補助があれば良いのではないか。
- ・3軒ならんだ家の真ん中が空き家で潰した。両サイドの家の土壁が丸見えになってしまい補修をしなければならぬ。そんなときに、ただのトタンではなく、焼き板のようにするなど、ちょっとでも見てくれを良くする努力をしてもらい、そういった努力に公的な支援が活用できれば、意欲も高まるのではないか。

5 次世代へ繋いでいくため、残すべき生野の象徴

イ. 鉾山関係の遺産たち

- ・円山の処理施設は、鉾山の水を管理した施設で、鉾山があるために出来たもののひとつである。そういったことも含めて、今の生野に住む人たちが、もっと生野のことを知る必要があるのかなと思う。
- ・鉾山本部は、年に1回の特別公開だけでなく、ある程度恒常的に見られるようにできないか。建物、鉾物などに関して、所長が説明されるだけでなく、看板等を立てていつでも見学できて詳細が分かるようになれば良いのと思う。
- ・太盛の坑口も見られるようになれば良いと思う。見学通路を作るなどできないか。安全面の確保が必要だが。
- ・オリバーフィルター室のレンガなど、外観だけでももっと多くの方に見てもらいたい。

- ・無理のない範囲で見せることが出来るか。案内人が付いていたら許可するとか。
- ・間歩やダムなどもインパクトが強い。観光客に見てもらえるような整備が出来ないか。
- ・危険な場所でも、遠くからVRで当時の様子が見られるとか、あまり気づかないところでもそういった工夫で観光客に見てもらえるのではないか。

ロ. 鉱山関係の町中の施設

- ・トロッコ道を、せめて山神橋まで延伸するとか、レールを使えるようにして4輪の自転車で奥まで行けるようにするとかできないかなと思う。
- ・「お店」というのは地域の方々にとって思い出の詰まった場所だと思う。新町の森野商店さんには、今も人がやはり集まる。お茶を飲んだり、小物を持ち寄ったり、心を寄せる場所として残していきたいと思う。
- ・空き家が増え、取り壊すことは理解できるが、街並みの連続性を保つためにも土塀は残すなど、途切れないような方法も考えていく必要がある。

6 地域住民が出来ること

- ・鉱山が稼働していた昭和30年代当時の話を、聞き取り調査し、映像、記録として残しておくことが大切。奥銀谷では、神戸大学の協力を得て実施する予定。
- ・奥銀谷に、お茶を飲んだり休憩できる施設がほしい。
- ・生野の生活風景や鉱山町の暮らしなど、生々しいものを外部へ情報発信できるような施設があっても良いのではないか。
- ・「懐かしの銀谷～昭和30年代の口銀谷マップ」完成後、昭和36年の地図が出てきた。社宅など、今は無くなったが当時あった建物などが記されているため、口銀谷マップのデータとその地図を重ねると、より分かりやすい良いものになるのではないか。今の冊子に、もっと当時の写真などを集めて、増やせば良い。
- ・地図上に、時代ごとの街並みを重ねていって、変遷が分かるようにしてみても良いのではないか。(駅の場所が変わったり、通りの道が広くなったりがよく分かるだろう。) 地図や写真を見れば、当時のことを思い出せる。
- ・先輩方が生野の歴史を書物にして残してこられた。同じことが我々次の世代にも求められていると思う。言葉でも写真でも、記憶のあるうちに伝えていく必要がある。古文書の内容を情報発信するなど。
- ・公民館で集まって話をする時間を設けている。地域が元気になると同時に連帯感も生まれてくる。連帯感が出来れば、そこに子供たちが集まってきたり、老人が活力を持ったり、世代を超えた交流も生まれる。
- ・生野らしさ、思い出、誇りなど、一人一人の記憶の中の誇りも大事だが、後世に本当に繋いでいこうと思ったら、地域として思い出、価値観の共有が必要。みんなが共有したい視点を考えるべき。たとえば、シスレーのバラを植えるという意見があったが、町のある一

角に全部バラを植えて、全国から注目を浴びるくらいにするなどしても良いと思う。

- ・シスレーのバラを1軒1鉢育てようとか、玄関に出してみようなど、地域住民が簡単に関わることができるのではないか。生野ならではの花なのだから、どの家でも咲いているようにする。花が咲く時期にお祭りをすることもできる。

(2) 重要な構成要素の状況一覧

※状況の凡例

- 1 : 所有者及び管理者が明確かつ、居住活用され、不具合等生じていないもの
- 2 : 所有者及び管理者が明確かつ、居住活用されているが、一部傷みが生じているもの
- 3 : 所有者及び管理者が明確であるが、管理が不十分のため傷みが激しく倒壊の危険性があるもの
- 4 : 建造物にあっては倒壊の危険性が最も高いもので、空き家状態になっているもの
その他の構成要素にあっては、倒壊の危険性が最も高いもの

1 鉱山の採掘、選鉱、製錬、製造、輸送等に関する景観

番号	分類	名称	所在	所有者等	特徴	状況
A1	鉱工業用地	川向地区	口銀谷	法人	明治以降、鉱山社宅や病院、協和会館などの鉱山関係施設が整備され、現在も半導体製造工場用地として利用している。	1
A2	鉱工業用地	太盛地区	口銀谷	法人	明治以降に、集落移転によって鉱工業施設を集約して鉱山本部を設置し、現在も本部及び精錬等の工業用地として利用している。	1
A3	鉱工業用地	口猪野々地区	猪野々	法人	明治以降、異人館や社宅などの鉱山関係施設が整備され、現在も半導体製造工場用地として利用している。	1
A4	鉱山遺産活用地	金香瀬地区	小野	法人	鉱山遺産を活用した観光や地域活性化などの事業が展開されている。	1
A5	建造物 (選鉱製錬施設)	旧混こう所 (総合事務所)	口銀谷 985-1	法人	明治8年(1875)混こう所としてフランス人技師らによる建築。フランス積煉瓦造で、窓はセグメンタルアーチ。現在、総合事務所として利用。	1
A6	建造物 (選鉱製錬施設)	旧搗鉱所(電気炉)	口銀谷 985-1	法人	コワニエらによる近代化として明治7年(1874)竣工で、煉瓦造平屋建、窓部はセグメンタルアーチ。刻印瓦が確認できる。	2
A7	建造物 (選鉱製錬施設)	旧オリバーフィルター室	口銀谷 985-1	法人	大島道太郎の改革により、明治23年頃に建築された煉瓦造建物。イギリス積、窓部はセグメンタルアーチ。	2
A8	建造物 (選鉱製錬施設)	旧バキュームポンプ室	口銀谷 985-1	法人		2
A9	建造物(その他の鉱山関連施設)	旧中門休憩所	口銀谷 985-1	法人		1

A16	建造物（その他の鉱山関連施設）	太盛本部カラミ石積み	口銀谷 985-1	法人	太盛本部構内にあるバキュームポンプ室周辺のカラミ石の石積み。	1
A12	建造物（その他の鉱山関連施設）	購買会・鉱山食堂・倉庫	口銀谷 985-4	法人	大正7年(1918)に開設され、購買会や鉱山食堂、倉庫などとして利用された木造瓦葺2階建ての建物。	3
A18	建造物（その他の鉱山関連施設）	生野鉱山正門門柱	小野 33-5	法人	明治近代化の際に建てられたメートル法による正門門柱。	1
A15	建造物（その他の鉱山関連施設）	太盛カラミ石擁壁	口銀谷 985-1	法人	国道429号沿いに見られる生野鉱山において最長のカラミ石擁壁。	1
A13	建造物（その他の鉱山関連施設）	鷹ノ巣堰堤及び送水路跡	竹原野他	法人	明治7年に、市川上流の水を工業用水として利用するために整備された堰堤及び送水路跡。	1
A14	建造物（その他の鉱山関連施設）	送水路	竹原野他	法人	明治28年頃に、市川上流の水を工業用水として利用するために整備・更新された送水路。	2
A10	建造物 (選鉱製錬施設)	太盛山頂煙突	口銀谷 985-1	法人	煙害軽減のために、明治32年(1899)に築造されたカラミ石による太盛山頂の煙突。	2
A11	建造物 (採掘施設)	太盛通洞坑口	口銀谷 985-1	法人	大正7年(1918)に、物資の搬入のために造られた通洞坑口。	2
A17	建造物 (採掘施設)	金香瀬坑口	小野 33-5	法人	明治近代化の際に、フランス人技術者によって造られた大型坑口。	1
A19	記念物	慶寿ひ	小野 33-5	法人	戦国時代に開鑿され観光施設として公開されている掘り切り。	2
A20	記念物	緑珠ひ	新町	法人	住宅地の市川対岸に見ることができる近世に開鑿された間歩。	2
A21	鉄道・道路	本部支庫間電車軌道(トロッコ道)	口銀谷	朝来市他	大正9年に、生野鉱山の鉱石を直島精錬所に運搬するために設置された電気軌道で、トロッコ道の愛称で親しまれている。	2
A22	鉄道・道路	金香瀬本部間電車軌道(トロッコ道)	新町	朝来市他	明治5年に金香瀬の鉱石を太盛本部に搬出するために設置された輸送路で、明治23年に馬車鉄道が敷設された。	2
A23	鉄道・道路	国道429号(旧生野鉱山寮馬車道、鉱石運搬道)	口銀谷	兵庫県	フランス人技師らによって明治9年に開設された、鉱山物資輸送のための近代産業道路。	1
A24	鉄道・道路	市道鍛冶屋町真弓線(旧生野鉱山寮馬車道)	口銀谷	朝来市	フランス人技師らによって明治9年に開設された近代産業道路。	2
A25	鉄道・道路	国道312号(旧鉱石運搬専用道路)	口銀谷	兵庫県	明治中期に開設した生野神子畑間の鉱山物資の運搬専用道路。	2
A26	その他	久宝残滓堆積場	口銀谷	法人	戦前につくられた、手選廃石と機械選鉱後の廃泥の堆積場と運搬鉄索鉄塔など。	1
A27	その他	大仙谷残滓堆積場	口銀谷	法人	戦前に、手選廃石と機械選鉱後の廃泥の堆積場。	1

2 鉱山町の生活、文化、信仰等に関する景観

B1	街区	生野1区	口銀谷	自治会	中世から続き、近世に生野銀山廻りなどとして発展してきた伝統的な鉱山住宅地及び消費地。	2
B2	街区	生野2区	口銀谷	自治会	中世から続き、近世に生野銀山廻りなどとして発展してきた伝統的な鉱山住宅地及び消費地。	2
B3	街区	生野3区	口銀谷	自治会	中世から続き、近世に生野銀山廻りなどとして発展してきた伝統的な鉱山住宅地及び消費地。	2
B4	街区	生野4区	口銀谷	自治会	中世から続き、近世に生野銀山廻りなどとして発展してきた伝統的な鉱山住宅地及び消費地。	2
B5	街区	生野5区	口銀谷	自治会	中世から続き、近代に再編された鉱山従業者専用住宅地、社宅街。	2
B6	街区	生野6区	口銀谷	自治会	鉱山集落に隣接した近世から続く伝統的な宿場町。	2
B7	街区	生野新町区	新町	自治会	近世から続く生野銀山廻りの伝統的な鉱山住宅地及び消費地。	2
B8	街区	奥銀谷区	奥銀谷	自治会	中世から続き、近世に生野銀山廻りなどとして発展してきた伝統的な鉱山住宅地及び消費地。	2
B9	街区	小野区	小野	自治会	中世から続き、近世に生野銀山廻りなどとして発展してきた伝統的な鉱山住宅地及び消費地。	2
B10	街区	生野緑ヶ丘区	竹原野	自治会	戦後に形成された鉱山従業者専用住宅地、旧社宅街。	2
B11	街区	猪野々区	猪野々	自治会	近代に再編された鉱山従業者専用住宅地、旧社宅街。	2
B12	河川	市川	口銀谷他	兵庫県	鉱山町の生活生業を支えてきた河川であり、代表的な自然景観。	1
B13	鉱山関連 居住施設	甲 7,8,9,19 号社宅及 び土塀、カラミ土塀	口銀谷 697-1	朝来市	明治期に生野鉱山の官吏及び技術者用の官舎等として建てられた住宅。	1
B15	鉱山関連 居住施設	甲 5,6 号社宅	口銀谷 696	法人	大正期に三菱の生野鉱山職員用社宅として建てられた。カラミ瓦葺き。	2
B16	鉱山関連 居住施設	寺の上社宅群	口銀谷 929	法人	明治後半から昭和 30 年代にかけて、鉱山の職員社宅として建設され現存する社宅 4 棟。	3
B20	鉱山関連 居住施設	旧生野鉱山長官舎 門	口銀谷 356	朝来市	明治 9 年に鉱山長官舎の門として建築され、平成 4 年に現在地に移築された。	1
B14	鉱山関連 居住施設	旧松本林右衛門邸 (SUMCOクラブ)	口銀谷 668-2	法人	大山師の松本林右衛門が明治 19 年に建てた邸宅で、鉱山の迎賓館として利用された。明治 21 年に有栖川宮熾仁親王が滞在した。	2

B17	鉱山関連 居住施設	旧吉川家住宅(生野 まちづくり工房井筒屋)	口銀谷 640	朝来市	天保3年(1832)に建てられた 郷宿(公事宿)井筒屋で、白口 などの鉱山経営を行った吉川勘 助の邸宅。	1
B18	鉱山関連 居住施設	旧浅田家住宅	口銀谷 618-1	朝来市	昭和7年築の浅田養蔵の邸宅で、 戦後カトリック教会として利用 された。地役人邸宅の系譜を引 き継ぐ式台や、三角屋根の洋館 が特徴。	1
B19	鉱山関連 居住施設	旧吉川家住宅	口銀谷 618-1	朝来市	明治期に鉱山関係事業や煙草元 売捌業を営み、県議会議員など も勤めた吉川増太郎の邸宅。	1
B21	その他の 居住施設	今井家住宅	口銀谷 534	個人	明治後期に建てられた、生野代 官所のあった御料所町通りの風 情を感じさせる邸宅。	1
B22	鉱山関連 居住施設	佐藤家住宅別邸	口銀谷 751	個人	江戸後期に建てられた蔵造りの 邸宅。掛屋が営まれるなど本町 通りを象徴的な邸宅。	1
B23	鉱山関連 居住施設	桑田家住宅	口銀谷 800	個人	生野鉱山で地役人を勤めた旧浅 田家の邸宅として建てられ、門 や漆喰土塀、式台など風格がみ られる。	1
B24	その他の 居住施設	松本家住宅	口銀谷 477	個人	生野鉱山に供給する醤油を供給 してきた醤油店で、生野鉱山の 洋風建築にある軒蛇腹がみられ る。	1
B25	鉱山関連 居住施設	綾部家住宅	口銀谷 2120	個人	フランス人技術者セヴォズの子 ルイ(加藤静太郎)が育った、鉱 山技術吏官の加藤正矩の邸宅。 明治9年の鉱山寮馬車道修築後 の建築。	1
B26	鉱山関連 居住施設	桑田家住宅	口銀谷 780	個人	江戸期に建てられた地役人住宅 の様式を残す建物。つし2階で 幕板を持つ大壁造りの邸宅。	2
B28	その他の 居住施設	白瀧家住宅	奥銀谷 1419	個人	酒の醸造もととして鉱山町の繁 栄を支えた町家。生野には珍し いうだつが備えられている。	1
B29	その他の 居住施設	大西家・川崎家住宅	新町 1106	個人	明治・大正期に建てられた大規 模な町家で、広い間口を持つ。 裏には2階建ての洋館がある。	1
B30	鉱山関連 居住施設	太田家住宅	小野 1595	個人	地役人住宅の系譜を引き継ぐ近 代の町家。比較的高い軒高と洋 風の破風を持つ。	1
B31	建造物	旧生野警察署(1区 公民館)	口銀谷 523-1	朝来市	明治19年に建てられた生野警察 署で、日本人技術者によって設 計建築された擬洋風建築。	2
B32	商店等	旧海崎医院	口銀谷 455	個人	明治20年に生野鉱山にあった異 人館の系譜を受け継いで、日本 人によって建てられた擬洋風建 築の医院。	4

B33	商店等	日下旅館	口銀谷 1958	個人	鉱山物資輸送を目的に設置された播但鉄道生野駅の乗降客が利用した木造3階建の旅館で、明治42年築。	3
B35	信仰施設	山神社及び境内	口銀谷 980	宗教法人	大永元年(1521)に山名祐豊の直願で鉱山の神を祭る神社として創建された。春の大祭には、奉幣が行われている。	1
B36	信仰施設	姫宮神社及び境内	口銀谷 617	宗教法人	生野の鎮守として戦国期に山名氏が創建した生野でも古い神社で、昭和11年に現在地に遷る。代々の奉行や代官の崇敬が篤かった。	1
B37	信仰施設	大歳神社及び境内	口銀谷 2298	宗教法人	旧森垣村の氏神として建立された神社で、本殿等は、大正12年に建替えされた。本殿、拝殿、鳥居、玉垣等が県登録文化財。	1
B38	信仰施設	東西寺及び境内	口銀谷 510	宗教法人	全国から生野銀山へ労働者が集まったり、奉行や代官の交代などで様々な宗派の寺院が、古城山の山裾に建立された。境内や石段などにカラミ石が使われている。	1
B39	信仰施設	天理教生野分教会及び境内	口銀谷 488	宗教法人	明治29年(1896)に建てられた天理教の建物で、古い神殿、礼拝場に当時の様式を残す近代和風建築の典型例として貴重。	1
B40	信仰施設	延応寺及び境内	口銀谷 83-1	宗教法人	全国から生野銀山へ労働者が集まったり、奉行や代官の交代などで様々な宗派の寺院が建立された。	3
B41	記念物	生野義拳碑	口銀谷 546	朝来市	文久3年(1863)の生野義拳を後世に伝えるために建てられた石碑。	1
B42	記念物	ヒカゲツツジ群落	小野 33-5	自治会	金香瀬の生野銀山周辺に群生する約1,000株のヒカゲツツジ群落。	1
B43	記念物	延応寺の大ケヤキ	口銀谷 83-1	宗教法人	延応寺の境内にある樹齢約1,000年と推定される大ケヤキ。	1

(4) 文化財保護に係る関連法令

文化財保護法（抜粋）

（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号）

最終改正：平成 26 年 6 月 13 日法律第 69 号

第 1 章 総則

（この法律の目的）

第 1 条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

（文化財の定義）

第 2 条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）
 - 二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）
 - 三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）
 - 四 貝塚か、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）
 - 五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）
 - 六 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）
- 2 この法律の規定（第 27 条から第 29 条まで、第 37 条、第 55 条第 1 項第 4 号、第 153 条第 1 項第 1 号、第 165 条、第 171 条及び附則第 3 条の規定を除く。）中「重要文化財」には、国宝を含むものとする。
- 3 この法律の規定（第 109 条、第 110 条、第 112 条、第 122 条、第 131 条第 1 項第 4 号、第 153

条第1項第7号及び第8号、第165条並びに第171条の規定を除く。)中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

第8章 重要文化的景観

(重要文化的景観の選定)

第134条 文部科学大臣は、都道府県又は市町村の申出に基づき、当該都道府県又は市町村が定める景観法（平成16年法律第110号）第8条第2項第1号に規定する景観計画区域又は同法第61条第1項に規定する景観地区内にある文化的景観であつて、文部科学省令で定める基準に照らして当該都道府県又は市町村がその保存のため必要な措置を講じているもののうち特に重要なものを重要文化的景観として選定することができる。

2 前項の規定による選定には、第百九条第三項から第五項までの規定を準用する。この場合において、同条第3項中「権原に基づく占有者」とあるのは、「権原に基づく占有者並びに第134条第1項に規定する申出を行つた都道府県又は市町村」と読み替えるものとする。

(重要文化的景観の選定の解除)

第135条 重要文化的景観がその価値を失つた場合その他特殊の事由があるときは、文部科学大臣は、その選定を解除することができる。

2 前項の場合には、前条第2項の規定を準用する。

(滅失又はき損)

第百136条 重要文化的景観の全部又は一部が滅失し、又はき損したときは、所有者又は権原に基づく占有者（以下この章において「所有者等」という。）は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その事実を知つた日から10日以内に文化庁長官に届け出なければならない。ただし、重要文化的景観の保存に著しい支障を及ぼすおそれがない場合として文部科学省令で定める場合は、この限りでない。

(管理に関する勧告又は命令)

第137条 管理が適当でないため重要文化的景観が滅失し、又はき損するおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、所有者等に対し、管理方法の改善その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。

2 文化庁長官は、前項に規定する勧告を受けた所有者等が、正当な理由がなくその勧告に係る措置を執らなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、当該所有者等に対し、その勧告に係る措置を執るべきことを命ずることができる。

3 文化庁長官は、第一項の規定による勧告又は前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、当該重要文化的景観について第134条第1項に規定する申出を行つた都道府県又

は市町村の意見を聴くものとする。

4 第1項及び第2項の場合には、第36条第2項及び第3項の規定を準用する。

(費用負担に係る重要文化的景観譲渡の場合の納付金)

第138条 国が滅失又はき損の防止の措置につき前条第4項で準用する第36条第2項の規定により費用を負担した重要文化的景観については、第42条の規定を準用する。

(現状変更等の届出等)

第139条 重要文化的景観に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、現状を変更し、又は保存に影響を及ぼす行為をしようとする日の30日前までに、文部科学省令で定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、現状変更については維持の措置若しくは非常災害のために必要な応急措置又は他の法令の規定による現状の変更を内容とする命令に基づく措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 重要文化的景観の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、第1項の届出に係る重要文化的景観の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指導、助言又は勧告をすることができる。

(現状等の報告)

第140条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、所有者等に対し、重要文化的景観の現状又は管理若しくは復旧の状況につき報告を求めることができる。

(他の公益との調整等)

第141条 文部科学大臣は、第134条第1項の規定による選定を行うに当たっては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整及び農林水産業その他の地域における産業との調和に留意しなければならない。

2 文化庁長官は、第137条第1項の規定による勧告若しくは同条第2項の規定による命令又は第139条第3項の規定による勧告をしようとするときは、重要文化的景観の特性にかんがみ、国土の開発その他の公益との調整及び農林水産業その他の地域における産業との調和を図る観点から、政令で定めるところにより、あらかじめ、関係各省各庁の長と協議しなければならない。

3 国は、重要文化的景観の保存のため特に必要と認められる物件の管理、修理、修景又は復旧について都道府県又は市町村が行う措置について、その経費の一部を補助することができる。

表紙：

- 上段右上 生野鉱山本部工場
- 上段右下 現在の生野鉱山本部周辺
- 上段左 明治期の鉱山施設の見学会
- 下段右 現在の鉱山町（銀谷祭り）
- 下段左上 鉱山町を走るトロッコ
- 下段左下 現在のトロッコ道（平成 28 年銀谷祭り）

裏表紙：

海崎医院と地域の方々

重要文化的景観 生野鉱山及び鉱山町の文化的景観整備計画書

発行日：平成 29 年 3 月 31 日

発行：〒669-5292 朝来市和田山町東谷 213-1
朝来市教育委員会事務局

編集：〒669-5153 朝来市山東町大月 91-2
朝来市教育委員会事務局文化財課
（朝来市埋蔵文化財センター「古代あさご館」）

